

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-01		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事			
事務事業名	身体障害者手帳の交付		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木	
			担当者名	米田	内線	2686	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）							
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)			<input type="radio"/> 建設事業 ● それ以外の継続事業			
開始年度	● 昭和 ○ 平成 25 年度		根拠	身体障害者福祉法			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input type="radio"/> 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	身体障害者福祉法で定められた障がいの認定をされた者に身体障害者手帳の交付をする。身体障がい者に対して、相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要であり、福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがあると認められた者 ・平成30年5月末現在数：7,079人（18歳未満含） 肢体不自由：3,482人、視覚障がい：529人、聴覚・言語機能障がい：778人、内部障がい：2,290人						
内容	<p>【身体障害者手帳区分】 ①肢体不自由（1～6級）②視覚障がい（1～6級）③聴覚（2～4級、6級）又は平衡機能障がい（3、5級）④音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい（3～4級）⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、又は小腸機能障がい（1、3～4級）⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（1～4級）⑦肝臓機能障がい（1～4級）</p> <p>【手帳取得目的】 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められた範囲の障害程度に該当すると認定された方に交付されるもので、障害者の自立と社会参加を促進する、福祉サービスを受けるために必要とされる。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】 身体に障害のある方は、身体障害者福祉法第15条指定医師の診断を受け、障害者福祉課を経由して、都知事に身体障害者手帳の交付申請を行う。診断書の提出を受けた東京都知事は障害程度を審査した結果、該当すると認めるときは申請者に手帳を交付する。障害の程度に変化があったり、別の障害が加わった場合などは、上記と同様手続きで再交付（更新）申請をすることができる。</p>						
経過	憲法第13条（個人の尊厳）第14条（法の下での平等）及び第25条（国民の生存権、国の社会保障義務等に由来する。 昭和24年 公布（施行は昭和25年4月1日） 昭和59年 「ぼうこう又は直腸機能障がい」が定められる。 昭和61年 「小腸の機能障がい」が追加 平成10年 1月 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」が追加 平成14年 4月 障害再認定制度が実施された（1年・3年・5年：見直し期間） 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる。 平成22年 4月 「肝臓機能障がい」が追加 平成26年 4月 医療技術の進歩により、心臓機能障がい（ペースメーカー等を入れた方）、肢体不自由（人工関節等を入れた方）が、手術後の状態が安定した時点での認定に変更された。						
必要性	-						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	① 交付件数(件)	850	513	650	800	900	
	② 年度末手帳所持者(人)	7,001	6,966	7,055	7,400	7,400	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		0	0	0	0	0	-	-
決算額(30年度は見込み)		0	0	0	0	0	-	-
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	交付件数(再交付含む)(件)	863	929	806	850	513	650	800
	年度末手帳所持者数(人)	7,664	7,847	7,018	7,001	6,966	7,200	7,400
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,285	4,431	146		行政収入		
	物件費				国庫支出金				
	維持補修費				都支出金				
	扶助費				分担金及び負担金				
	補助費等				使用料及び手数料				
	減価償却費				その他				
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	219	481	262	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲4,504	▲4,912	▲408	
	その他行政費用				金融収支差額(d)				
	行政費用合計(b)	4,504	4,912	408	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲4,504	▲4,912	▲408	
	特別費用(g)				特別収入(f)				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲4,504	▲4,912	▲408	

・都の事業であるため、区の予算措置はなし。

備考

問題点・課題

○65歳以上の手帳所持者が全体の6割以上を占めているため、介護保険との連携が今後も必要である。
 ○組織改正により保健師が保健所に移管となったが、これまで保健師が関わっていた身体並びに精神の手帳を所持している方や、精神障害者手帳を所持されていない精神面での支援が必要な方等への対応を含め、今後も保健所との連携が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も発達障がい者や精神障がい者が身体障害者手帳を取得することが予想されるため、保健所との連携が必要である。	保健所と連携し、支援を行うことができた。	保健所との連携を引き続き行い、さらに他部署や関係機関とも連携し、円滑な支援ができるようにする。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
状況	身体障害者福祉法に基づく事務
議(会)質問状	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-02		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事			
事務事業名	愛の手帳の交付		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木	
			担当者名	田中	内線	2690	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）							
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 42年度		根拠	療育手帳制度要綱、東京都愛の手帳交付要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度		法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	知的障がい者に一貫した相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要な愛の手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としている。（法律ではなく、要綱で定められる。）国要綱では、「療育手帳」であるが、東京都では、「愛の手帳」という名称を用いている。						
対象者等	児童相談所及び東京都心身障害者福祉センター（更生相談所）において知的障がい者と判定した者 平成30年5月末現在：1,431人（18歳未満含） 1度：57人 2度：288人 3度：344人 4度：742人						
内容	<p>【手帳区分】知的障がいの程度によって1～4度まで定められており、3歳、6歳、12歳、18歳の各時点で再判定を受ける必要がある。（1度：最重度 2度：重度 3度：中度 4度：軽度）</p> <p>【手帳取得目的】手帳は、知的障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】</p> <p>①交付申請は本人又は保護者が、直接、東京都へ行う。 （18歳未満は、北児童相談所へ、18歳以上は、東京都心身障害者福祉センターへ申請する）</p> <p>②北児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターは、面接検査を行い、障害程度を判定する。</p> <p>③区は、交付状況について、東京都知事から連絡を受ける。</p> <p>④区は、本人及び保護者へ来庁依頼の通知文を送付し、各種サービスの手続きをする。</p>						
経過	昭和42年 4月 「愛の手帳」交付開始（東京都） 昭和48年10月 「療育手帳」交付開始（国） 平成20年 4月 手帳取得判定のための巡回相談を開始 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる						
必要性	東京都「愛の手帳」交付要綱及び療育手帳制度要綱に基づく事務						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	① 交付件数（人）	49	53	46	50	60	
	② 年度末手帳所持者数（人）	1,369	1,398	1,424	1,454	1,450	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		0	0	0	0	0	-	-
決算額 (30年度は見込み)		0	0	0	0	0	-	-
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
交付件数(人)		43	52	45	49	53	46	50
年度末手帳所持者数(人)		1,218	1,299	1,333	1,369	1,398	1,424	1,454
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			勘定科目	28年度	29年度	差額	
	28年度	29年度	差額					
行政費用	給与関係費	3,724	4,431	707	行政収入	地方税		
	物件費					国庫支出金		
	維持補修費					都支出金		
	扶助費					分担金及び負担金		
	補助費等					使用料及び手数料		
	減価償却費					その他		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	190	481	291		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,914	▲ 4,912
	その他行政費用					金融収支差額(d)		
	行政費用合計(b)	3,914	4,912	998		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,914	▲ 4,912
特別費用(g)				特別収入(f)				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,914	▲ 4,912		

備考 行政費用は給与関係費、賞与・退職給付引当金繰入額ともに増えている。

問題点・課題 児童福祉法の改正により特別区にも児童相談所の設置が可能となるが、児童相談所業務の中の愛の手帳の交付については、都・他区との調整など詳細な検討が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	児童相談所の設置にかかる課題について、東京都及び他区と協議を行う。	児童相談所の設置にかかる課題について、東京都及び他区と協議する。	継続して検討する。
②			
③			

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議(会)質(問)状

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-03		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事				
事務事業名	精神障害者保健福祉手帳の交付		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
			担当者名	鈴木	内線	2688		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）								
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 7年度		根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度		法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	一定の精神障がいの状態にあるものに対し、各種福祉サービスの提供に必要な精神障害者保健福祉手帳を交付し、精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加を図る。							
対象者等	精神障がいの疾患を有する者のうち、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある者（知的障がい者は除く）。平成30年5月末日現在の手帳所持者数：2,090人（うち、1級：99人 2級：1,008人 3級：983人）※参考：自立支援医療制度利用者3,447人（30年3月末時点）							
内容	【手帳区分】 障がいの程度によって1級～3級に区分される。有効期間は2年（更新可）。 【手帳取得目的】 日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。税の減免や、都営交通の無料乗車証、生保受給者への加算措置、NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）が受けられる。 【手帳交付事務の流れ】 ①申請書及び変更届の受理及び書類審査、処理簿記載 ②東京都へ申請書類を送付し、都は審査後、手帳発行し区へ送付する ③処理簿記載・点検後、手帳を申請者へ渡す ※申請から交付まで、概ね2～3ヶ月を要する							
経過	平成12年 4月 保健所より手帳交付事務が障害者福祉課に移管 平成18年10月 申請書類に顔写真の提出が義務付けられる 平成20年 4月 都営交通無料パス（有効期間2年）が無料交付 平成20年10月 NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象） 平成22年 3月 身体障害者手帳及び愛の手帳と同様の様式に改正 平成23年 4月 自立支援医療受給者証と精神障害者福祉手帳の有効期間終了日を同日にできる。 平成26年 4月 性同一性障害の方に配慮し性別欄を削除し、同時に自立支援医療受給者番号削除 平成28年 1月 各種申請書類が新様式に変更となり、個人番号（マイナンバー）の記載を開始							
必要性	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく事務である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ） 経由事務のため、予算措置なし。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	所持者数の割合（％）	57	58	59	60	64	精神保健福祉手帳の所持者数 ／自立支援医療利用者数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		0	0	0	0	0	-	-
決算額(30年度は見込み)		0	0	0	0	0	-	-
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
手帳所持者数(3月31日現在)(人)		1,371	1,523	1,648	1,783	1,892	2,054	2,200
予算・決算の内訳		平成28年度(決算)		平成29年度(決算)		平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,987	1,568	▲419		行政収入		
	物件費				地方税				
	維持補修費				国庫支出金				
	扶助費				都支出金				
	補助費等				分担金及び負担金				
	減価償却費				使用料及び手数料				
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				その他				
	賞与・退職給与引当金繰入額	102	170	68	行政収入合計(a)	0	0	0	
	その他行政費用				行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲2,089	▲1,738	351	
	行政費用合計(b)	2,089	1,738	▲351	金融収支差額(d)				
	特別費用(g)				通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲2,089	▲1,738	351	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	特別収入(f)				
					当期収支差額(e)+(h)	▲2,089	▲1,738	351	

・都の事業であるため、区の予算措置はなし。

備考

問題点・課題

○診断書を添付して申請した手帳所持者で、自立支援医療の新規・再開申請する場合に、手帳の写しで申請できることを徹底する。
○手帳交付のお知らせ発送後、受け取りに来ていない方への再度の連絡

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	マイナンバー制度に係る情報連携については、慎重に処理していく。	マイナンバー制度に係る情報連携について、慎重に処理した。	マイナンバー制度に係る情報連携について、引き続き慎重に処理していく。
②			マル障の対象拡大により、精神手帳1級の所持者はマル障に該当予定であるので、準備を進める。
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議(要旨)問状	法定事務		

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		0	0	0	0	0	-	-
決算額(30年度は見込み)		0	0	0	0	0	-	-
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	自立支援医療申請受理件数(件)	4,069	4,354	4,581	4,714	5,014	5,299	5,400
	自立支援医療受給者数(人)	2,676	2,690	3,004	3,109	3,244	3,447	3,600
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,665	3,804	▲ 861		地方税		
	物件費				国庫支出金				
	維持補修費				都支出金				
	扶助費				分担金及び負担金				
	補助費等				使用料及び手数料				
	減価償却費				その他				
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	239	413	174	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,904	▲ 4,217	687	
	その他行政費用				金融収支差額(d)				
	行政費用合計(b)	4,904	4,217	▲ 687	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,904	▲ 4,217	687	
	特別費用(g)				特別収入(f)				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,904	▲ 4,217	687	

備考
 ・都の事業のため、区の予算措置はなし。
 ・精神保健福祉事業で交付金を受入れ。

問題点・課題
 ○保険証の変更及び修正申告等で住民税の変更があった場合は、すみやかに届出をするよう指導する。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	マイナンバー制度に係る情報連携については、慎重に処理する。	情報連携本格稼働後の処理件数は少ないが、連携の確認に時間を要している。	所得区分の確認等、区で行う手続きに注意を払っていく。
②			
③			
他区の実況	(実施) 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
経由事務(法定事務)			
況議(会質問状)	平成28年度9月会議 「精神医療の実態把握及び指導強化について」		

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-05		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	難病医療費助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
			担当者名	鈴木	内線	2688		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）								
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和	<input type="radio"/> 平成	47年度	根拠	東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する規則			
終期設定	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	難病は原因不明で治療方法が確立していない慢性疾患であり、長期の療養を要するため、患者及び家族に多額の医療費負担がかかる。この経済的負担を軽減することにより医療を確保するとともに、治療研究を進めることを目的とする。							
対象者等	区内居住者で、東京都から指定難病患者として認定された者。 平成30年3月末日現在 認定者数2,398名							
内容	<p>国指定：331疾病、都指定：8疾病 合計：339疾病</p> <p>〔助成内容〕 難病治療にかかる医療保険又は介護保険の給付を受ける場合に、医療保険（介護保険）の自己負担（2割）のうち、保険加入者の住民税所得割額に応じた自己負担上限額を差し引いた金額を助成する。 自己負担上限額…（生活保護）0円～上位所得（住民税25.1万円以上）30,000円 高額かつ長期により軽減の制度あり ※国指定疾病のみ生活保護受給者対象</p> <p>〔申請手続き〕 1 申請受付 ①申請書類等を受理し、東京都へ進達する。②区が受理してから約2ヶ月後に、都から患者本人へ直接医療受給者証又は都医療券が送付される。③年1回更新手続きする。 2 申請者は、医療受給者証又は都医療券を医療機関に提示して受診する。 3 関連事業：在宅難病患者医療機器貸与事業、在宅難病患者緊急一時入院事業</p>							
経過	平成27年1月	難病法・改正児童福祉法（平成27年1月1日施行）。1月から国疾病指定が110疾病となり、7月より国疾病指定が306疾病として医療費助成開始。						
	平成29年1月	マイナンバー制度導入に伴い更新申請時、個人番号に係る調書の添付を開始する。新規申請については、平成28年8月受理分から適用。						
	平成29年4月	国の指定難病の追加（24疾病）があり、330疾病となる。障害者総合支援法に規定する「障害者総合支援法対象疾病」が見直し、358疾病となる。						
	平成29年11月	マイナンバー制度を利用した情報連携の本格運用が開始。						
	平成29年12月	平成27年1月1日に開始した経過措置期間が満了となる。						
	平成30年4月	国の指定難病の追加（1疾病）があり、331疾病となる。障害者総合支援法に規定する「障害者総合支援法対象疾病」が見直し、359疾病となる。						
必要性	難病に係る医療費は高額になるため、その一部を助成し経済的負担を軽減、医療を確保する必要がある。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 經由事務のため予算措置無し。東京都から受理事務手数料あり 平成29年度都交付金（1件245円×1,294件）＋（1件735円×1,818件）＝1,653,260円							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	難病認定者（人）	2,147	2,333	2,398	2,400	2,500	
	②	申請（件）	2,754	2,776	2,853	2,900	3,000	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	対象疾病が拡大されたため、円滑な事務運営に努める。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		0	0	0	0	0	-	-
決算額 (30年度は見込み)		0	0	0	0	0	-	-
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	難病認定者 (人)	1,913	2,022	2,243	2,147	2,333	2,398	2,400
	申請 (件)	2,086	2,210	2,508	2,754	2,776	2,853	2,900
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	5,615	4,891	▲ 724		地方税		
	物件費				国庫支出金				
	維持補修費				都支出金				
	扶助費				分担金及び負担金				
	補助費等				使用料及び手数料				
	減価償却費				その他				
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	287	531	244	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 5,902	▲ 5,422	480	
	その他行政費用				金融収支差額 (d)				
	行政費用合計 (b)	5,902	5,422	▲ 480	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 5,902	▲ 5,422	480	
	特別費用 (g)				特別収入 (f)				
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 5,902	▲ 5,422	480	

備考
 ・区は申請受付のみであるため、区の予算措置はなし。
 ・精神保健福祉事業で交付金を受入れ。

問題点・課題
 ○新規・更新申請時に軽症かつ高額制度に係る申請及び更新申請時に高額かつ長期制度（月額医療費の自己負担を軽減する制度）に係る申請の場合、添付書類（自己負担上限額管理票の写し等）は金額の確認が必要であるので慎重に処理する

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	マイナンバーの情報連携については、今のところ東京都で実施予定だが、今後区としての情報連携の対応が必要となる。	情報連携は東京都で実施しているが、時間を要しており認定結果の遅れが生じている状況である。	申請受付時の説明等に注意を払っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
経由事務	
議会議決要旨	平成26年度2月会議 「指定難病拡大とともに医療費が有料化された方への区の助成について」 平成29年度2月会議 「難病患者支援・相談窓口の設置について」 平成29年度9月会議 「難病医療費助成制度の医療機関及び区報での周知について」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-06		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事				
事務事業名	都営交通無料乗車券等の発行事務		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
			担当者名	中村	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）								
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)			<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 39年度		根拠	身体障害者等に対する電車乗合自動車、地下高速電車無料乗車券発行規則等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度		法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	交通手段の利用料金を無料、あるいは半額にすることにより、障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る。							
対象者等	【都営交通無料乗車券】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者 【民営バス運賃割引証】 身体障害者手帳所持者（第1種）・愛の手帳所持者（手帳交付時に発行） 【有料道路通行料金割引】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者（介護運転の場合は第1種）							
内容	【都営交通無料乗車券】 主体：東京都 窓口：障害者福祉課 利用方法：無料乗車券の提示（磁気カードは自動改札）により本人の運賃が無料となる。（第1種の者は手帳を提示することにより介護者1人が半額）有効期間は3年。※精神障害者保健福祉手帳所持者は各定期券発売所で申請する。 【民営バス運賃割引証】 主体：東京都 窓口：障害者福祉課 利用方法：割引証を提示することで介護者も半額割引を受けることができる。（障がい者本人については、手帳の提示で半額となる。） 【有料道路通行料金割引の証明】 主体：東日本高速道路株式会社、首都高速道路、中日本高速道路株式会社、西日本株式会社および阪神高速道路株式会社 窓口：障害者福祉課 利用方法：手帳（証明印）を提示することにより全有料道路5割引きとなる。							
経過	平成12年10月13日 精神障害者都営交通乗車証の発行を開始。 平成15年12月 1日 有料道路通行割引事業の割引券を廃止。手帳の証明印の提示のみで通行割引が受けられるようになり、また、ETCカード利用が可能となった。 平成18年度 都営交通無料乗車券が順次磁気カードに切り替わり、顔写真は不要となる。 平成21年9月30日 更新時以降、有効期限を順次、交付対象者の誕生月末に変更する。 平成21年11月1日～ 磁気式の無料乗車券をICカード式に変更可能となる。 平成24年9月14日 一斉更新において、有効期限の誕生月末への移行が完了となる。							
必要性	障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を継続していくために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ） 乗車券の発行事務。 都営交通無料乗車券のみ交通局から発行手数料あり（発行1枚につき50円、窓口1ヶ所につき5,000円）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	無料乗車券交付件数(件)	1,593	1,541	1,453	1,453	1,650	
	②	有料道路割引取扱件数(件)	478	518	391	430	570	
③	民営バス運賃割引証交付件数(件)	39	31	27	27	31		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		0	0	0	0	0	-	-
決算額 (30年度は見込み)		0	0	0	0	0	-	-
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	無料乗車券交付件数(件)	2,347	1,622	1,537	1,593	1,541	1,453	1,453
	有料道路割引取扱件数(件)	508	531	497	478	518	391	430
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費		1,102	1,986	884	地方税			
物件費						国庫支出金				
維持補修費						都支出金				
扶助費						分担金及び負担金				
補助費等						使用料及び手数料				
減価償却費						その他				
不納欠損・貸倒引当金繰入額						行政収入合計(a)	0	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額		56	216	160	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,158	▲ 2,202	▲ 1,044		
その他行政費用					金融収支差額(d)					
行政費用合計(b)		1,158	2,202	1,044	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,158	▲ 2,202	▲ 1,044		
特別費用(g)				特別収入(f)						
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,158	▲ 2,202	▲ 1,044			

・都の事業のため、区の予算措置はなし。

備考			
問題点・課題	-		

問題点・課題の改善策			
	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
状況(要旨)	東京都の経由事務		

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-11	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事				
事務事業名	障害福祉サービス等相談支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	萩原	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-05	障害福祉サービス等相談支援事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	25年度	根拠	障害者総合支援法、児童福祉法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	【計画相談支援】障害福祉サービス等利用申請時の「サービス等利用計画」の作成、利用決定後の連絡調整及びモニタリングに対し計画相談支援給付費を支給し、円滑なサービス利用を支援する。 【地域相談支援】施設入所者・入院者等の退所退院支援（地域移行支援）、移行者や単身障がい者との常時連絡体制確保（地域定着支援）に対し地域相談支援給付費を支給し、地域での生活を支援する。						
対象者等	【計画相談支援】障害福祉サービス及び地域相談支援、障害児通所支援を利用する全ての障がい者（児） 【地域相談支援】地域移行支援 施設や精神科病院を退所・退院し地域生活を希望する障がい者 地域定着支援 地域移行者や単身者等、常時の連絡体制を必要とする障がい者						
内容	【計画相談支援】福祉サービスの利用を希望する障がい者（セルフプラン希望者を除く）は、指定特定・指定障害児相談支援事業所で、生活環境やサービスの利用意向等を勘案して利用するサービスの種類や内容等を記載した「サービス等利用計画案」の作成をうけ、区にサービス利用の申請を行う。 <input type="radio"/> サービス利用支援・障害児支援利用援助／新規・変更申請時、モニタリングの結果による計画変更時 <input type="radio"/> 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助／モニタリングの結果、計画に変更がない場合 【地域相談支援】下記の支援を通じ、障がい者が施設や病院でなく地域で暮らせるよう支援する。 <input type="radio"/> 地域移行支援／施設入所者・精神科入院者が退院・退所し、地域での生活に移行するための相談や住居探しの手助け等の支援を行う。 <input type="radio"/> 地域定着支援／地域移行者や単身者等、障がい特性による緊急事態に備え常時の連絡体制を必要とする障がい者について、24時間連絡体制を確保し、緊急時の支援を行う。 【自立生活援助】グループホーム等から1人暮らしへの移行者の居宅訪問等による生活支援（30年4月）						
経過	平成24年 4月 障害者自立支援法改正（事業実施の経過措置は平成26年度末まで） 平成25年 4月 障害者自立支援法改正（障害者総合支援法）となる 地域生活支援センターアゼリアで特定相談支援・障害児相談支援事業開始 平成26年 4月 アクロスあらかわで特定相談支援・障害児相談支援事業開始 平成27年 2月 相談支援センターあらかわで特定相談支援・一般相談支援事業開始 平成27年 3月 障害者福祉課で特定相談支援・障害児相談支援事業開始 平成27年 7月 宮本相談支援センターにて特定相談支援・障害児相談支援事業開始 平成27年11月 トラム相談支援事業所にて特定相談支援・障害児相談支援事業開始 平成28年 6月 荒川自立支援センターにて障害児相談支援事業開始 平成29年 4月 オフィスサプライ相談支援事業所にて特定相談支援事業開始 平成30年 4月 障害者総合支援法の改正により、特定事業等加算及び「自立生活援助」の追加						
必要性	障がい者の安定した福祉サービス利用及び地域生活の推進のため、必要である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 【審査・決定】直営 【支払】東京都国民健康保険団体連合会						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① サービス利用支援等件数(件)	1,664	3,321	3,816	3,900	4,000	
	② 地域移行支援件数(件)	8	21	12	25	30	
③ 地域定着支援件数(件)	54	127	181	190	200		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の安定した福祉サービス利用及び地域生活の推進のため、重要な事業である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			7,595	19,554	34,248	56,092	70,512	96,105
決算額(30年度は見込み)			148	1,232	31,976	55,476	67,392	96,105
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
サービス利用支援等件数(件)			9	72	1,664	3,321	3,816	3,900
地域移行支援件数(件)				2	8	21	12	25
地域定着支援件数(件)					54	127	181	190
自立生活援助件数(件)								240
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	ピアカウンセラー交流会手話通訳者	7	扶助費	計画相談支援給付費	67,392	扶助費	計画相談支援給付費	96,094
需用費	消耗品	10				需用費	消耗品費	11
扶助費	計画相談支援給付費	55,458						

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	給与関係費		5,875	5,686	▲189		地方税			0	0
物件費		10	0	▲10	国庫支出金			12,772	29,382	16,610	
維持補修費		0	0	0	都支出金			85,290	18,429	▲66,861	
扶助費		55,458	67,392	11,934	分担金及び負担金			0	0	0	
補助費等		7	0	▲7	使用料及び手数料			0	0	0	
減価償却費		0	0	0	その他			0	0	0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)			98,062	47,811	▲50,251	
賞与・退職給与引当金繰入額		301	617	316	行政収支差額(a)-(b)=(c)			36,411	▲25,884	▲62,295	
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)			0	0	0	
行政費用合計(b)		61,651	73,695	12,044	通常収支差額(c)+(d)=(e)			36,411	▲25,884	▲62,295	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)			0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			36,411	▲25,884	▲62,295	

備考 ・行政収入では、障害児施設給付費負担金(国・都)及び、障害者総合支援法事業負担金(国・都)を受入れている。

問題点・課題
 ○[計画相談支援] 29年度に2事業所が開設され、区内事業所数が9事業所となった。自立支援給付受給者の1月末現在の作成率は84.1%(身体・知的78.3%、精神97.4%)であり、身体・知的の受給者について、引き続き計画相談への移行を進めていく必要がある。また、障害児相談支援(身体・知的)を行う事業所は4事業所で、作成率は99.5%であるが、全件対応は困難な為、今後も事業所を増やす必要がある。
 ○[地域相談支援] 区内に2事業所が開設され約2年が経過し、地域定着支援を中心として利用者が増えつつある。今後も対象者を見極めながら、可能な限り地域での生活を実現していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業所新規開設を目指し計画作成率の向上を図っていく。事業者連絡会の継続的な開催により課題の共有と問題解決に取り組む。	事業者連絡会にて、相談支援専門員の役割や仕事内容についてのパンフレットを作成し、利用者への周知・普及を進めた。	新規事業所の開設が進むよう働きかけを行っていく。計画の質の向上のために、連絡会で計画作成検討等を行っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
法定事業			

況議(会質問状) 平成27年度6月会議 「障害者支援について(相談窓口の充実)」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-20		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事				
事務事業名	障害福祉サービス利用者負担軽減事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	本木	
			担当者名	木下		内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-04-01	利用者負担軽減費						
	01-04-01	利用者負担軽減費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)			<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成		18年度	根拠	障害者総合支援法、児童福祉法（国）			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		21年度	法令等	利用者負担軽減事業運営要綱（区）			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	障害者総合支援法及び児童福祉法で定められている利用者負担金について減免策を講じ、障害福祉サービス等の利用による家計への負担を軽減する。							
対象者等	障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する給付費の受給者 ※区独自軽減については在宅・通所サービス対象							
内容	<p>【利用者負担軽減】（区制度、課税世帯対象） 在宅サービス（居宅介護系サービス、同行援護、短期入所、通所施設、児童通所）の利用者負担割合を10%から3%とする。</p> <p>【通所施設食費軽減】（区制度） 通所施設における食費負担を区立施設については半額とする。また、区外施設については事業者に対し補助あるいは本人に対し精算払いとする。</p> <p>【月額上限額の半額化】（区制度、恒久的措置） 国制度で所得割による上限軽減の適用を受けない在宅サービス利用者の月額上限額を半額とする。</p> <p>【高額障害福祉サービス費】（国制度、課税世帯対象） 同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合等、利用者負担上限額の合算が基準額を超えた部分を、高額障害福祉サービス費として支給する。</p>							
経過	<p>平成18年 4月 軽減事業開始</p> <p>平成19年 4月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/4になる。</p> <p>平成20年 7月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/8になる。</p> <p>平成21年 7月 【国制度】所得判定の基準が世帯から本人となる。</p> <p>平成22年 4月 【国制度】低所得1・2の上限月額が無料となる。合わせて都制度が終了。</p> <p>平成24年 4月 障害者自立支援法等改正（補装具が高額サービス費の対象となる）、報酬改定、児童福祉法の改正に伴い児童通所を対象サービスに追加</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる</p> <p>平成30年 4月 障害者総合支援法一部改正に伴い、対象サービス追加（就労定着支援・自立生活援助）</p>							
必要性	非課税世帯（低所得1・2）の利用者負担は無料となったが、課税世帯については、まだ軽減の効果がある。障がいが重度で多くの福祉サービスを必要とする障がい者ほど、利用者負担が多額となってしまうため、充実した障害福祉サービスの利用のためにも必要性は高い。							
実施方法	<p>（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）</p> <p>【資格決定】支給決定とあわせて審査し、決定する。 【支払】国保連に支払委託。一部、事業所の代理請求・代理受領又は本人への精算払い。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	利用者負担軽減対象者数（人）	413	444	507	578	490	障がい児通所含む
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
推進	推進	安定したサービス利用のために重要な事業である。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		4,069	4,464	4,890	6,960	7,915	8,565	10,065
決算額(30年度は見込み)		3,729	3,638	4,141	5,900	7,034	8,448	10,065
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	利用者負担軽減対象者数(人)	242	263	324	413	444	507	578
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	高額障害福祉サービス費	7,034	負担金補助金	利用者負担軽減	8,448	負担金補助金	利用者負担軽減	10,065
	利用者負担軽減							

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
	給与関係費	734	1,066	332	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	55	27	▲ 28
	維持補修費	0	0	0	都支出金	21	17	▲ 4
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	7,034	8,448	1,414	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	76	44	▲ 32
	賞与・退職給与引当金繰入額	38	116	78	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,730	▲ 9,586	▲ 1,856
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	7,806	9,630	1,824	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,730	▲ 9,586	▲ 1,856
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,730	▲ 9,586	▲ 1,856

備考
・行政収入では、障害者総合支援法事業負担金(国・都)を受入れている。

問題点・課題
全国的な、障がい児通所支援事業所の増加に伴い、おもに他区事業所において、初めて荒川区への請求事務が発生する事業所が増えている。そのため、請求金額の算定誤りを防ぐため、当該制度について、事前に充分周知をしていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、利用者への周知に取り組んでいく。	高額障害サービス費について、更に周知する必要がある。	新規事業所への制度の周知をしていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)
各区分	各区独自の利用者負担軽減策として、①食費軽減、②利用者負担割合軽減、③サービス間での利用負担の合算化、④その他がある。
況議(要旨)	平成28年度6月会議 「介護保険優先の原則を止めるよう国に求めるとともに、区としても負担軽減などの支援策を実施すること」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-35		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事				
事務事業名	心身障害者福祉手当		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
			担当者名	萩原	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-09-01	心身障害者福祉手当支給事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)			<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 49年度		根拠	荒川区心身障害者福祉手当条例				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度		法令等	同条例施行規則				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	心身に障がいをもつ者及び難病患者に対し手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。							
対象者等	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者、区指定難病患者 【対象外】新規65歳以上（H12.8～）、施設入所者、児童育成手当（障害手当）受給者 【所得制限】特別障害者手当等（国制度）に準拠 ※平成30年3月31日現在受給者数 3,646名							
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査・決定を行う。 【支給期間】申請をした月から手当の資格を喪失した月まで支給。 【支給方法】4月、8月、12月（年3回）、支払月の前月分まで（通常4ヵ月分）を本人指定口座へ振込 【都基準手当月額】身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症者…15,500円 【区独自基準手当月額】身体障害者手帳3級、愛の手帳4度…9,500円 区指定難病患者…15,500円 ※区指定難病とは、国指定（331種）、都対象（12種）計343種（平成30年4月1日現在） 【財源】都基準及び難病手当については、都区財政調整措置がなされている							
経過	平成12年 8月 新規65歳以上を対象外とする（65歳未満での既受給資格者は老人福祉手当から移行可） 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合5,085,000円→3,481,000円） ※見直し理由…都：社会経済状況の変化 / 区：①介護保険制度導入②負担の公平化、他制度との整合 ③在宅サービス充実化へのシフト 平成13年 8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,481,000円→3,549,000円） 平成14年 8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,549,000円→3,604,000円） 平成14年10月 慢性肝炎、肝硬変・ハートムが都難病医療費助成から除かれたことに伴い、区指定難病から除外。但し、住民税非課税世帯で都医療助成経過措置者のみ平成17年9月まで手当継続。（対象外移行者417人） 平成14年12月 20歳未満の障がい児及び難病患者については、扶養義務者の所得に基づき所得制限の判定を行う条例改正施行（対象外移行者11人）							
必要性	心身に障がいをもつ者及び難病患者に対して福祉の増進を図るため必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	手当受給者数(人)	3,694	3,700	3,646	3,705	3,850	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		641,258	644,899	646,519	662,909	636,882	636,472	635,024
決算額(30年度は見込み)		637,964	636,715	636,151	633,176	634,050	636,466	635,024
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	都基準対象者(人)	2,100	2,040	2,014	1,973	1,946	1,921	1,918
	区独自基準対象者(3級・4度)(人)	835	849	860	860	840	867	846
	区独自基準対象者(難病)(人)	813	822	849	861	914	858	941
	合計(人)	3,748	3,711	3,723	3,694	3,700	3,646	3,705
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	支払通知封入委託	32	需用費	窓あき封筒	45	需用費	窓あき封筒	50
扶助費	心身障害者福祉手当	634,018	委託料	支払通知封入委託	32	委託料	支払通知封入委託	33
			扶助費	心身障害者福祉手当	636,389	扶助費	心身障害者福祉手当	634,941

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	4,039	1,777	▲ 2,262	地方税	0	0	0
	物件費	32	77	45	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	634,019	636,389	2,370	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	62	62	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	62	62	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	207	193	▲ 14	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 638,235	▲ 638,374	▲ 139
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	638,297	638,436	139	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 638,235	▲ 638,374	▲ 139
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 638,235	▲ 638,374	▲ 139	

備考 ・心身障害者福祉手当返還金(62,000円)があったため、行政収入(その他)となっている。

問題点・課題 ○難病医療費助成制度の改正(マル都医療券対象疾病の変更)により、平成27年1月及び平成27年7月に支給対象疾病が拡大した。難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく厚生労働大臣が指定する指定難病及び病状の程度の一部改正の告示により、平成29年4月1日から国の指定難病が306疾病から330疾病に増加した。さらに、平成30年4月1日から国の指定難病が330疾病から331疾病に増加した。これにより、手当支給件数が増え、業務量が増加している。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も、難病医療費助成制度改正の動向や東京都の対応を踏まえ、支給対象疾病の改正について対応していく。	支給対象難病の増加により、事務量が増加した。	煩雑な業務の見直しを図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議決(要旨)状況	平成29年度6月会議 「精神障がい者への福祉手当の支給について」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-36		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事			
事務事業名	特別障害者手当等（国制度）		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木	
			担当者名	菅谷	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-09-02	特別障害者手当支給事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)			<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 39年度		根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度		法令等	児童扶養手当等の支給に関する法律施行令			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	重度の障がい者を有する者に対し、特別障害者手当等を支給し、福祉の増進と所得保障の一助とする。						
対象者等	特別障害者手当：20歳以上の者で重度障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者 障害児福祉手当：20歳未満の者で重度障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする者 経過的福祉手当：従来の福祉手当受給者で特別障害者手当等も支給されない者（新規なし）						
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査をし、手当支給の決定を行う（所得制限あり） 【手当の支給期間】 申請をした月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した月まで支給。 【支給方法】 5月、8月、11月、2月の年4回、支払月の前月分までを、本人口座へ振込む。 【手当月額】 特別障害者手当 26,810円 → 26,940円（平成30年4月改定） 障害児福祉手当 14,580円 → 14,650円（平成30年4月改定） 経過的福祉手当 14,580円 → 14,650円（平成30年4月改定）						
経過	昭和61年度 従来の福祉手当を廃止して、特別障害者手当、障害児福祉手当が創設された。 なお、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金及び特別障害給付金を受給できない者に対して、経過的福祉手当を支給している。（経過的福祉手当の新規申請はできない） 平成10年度 事務事業評価により、11年度より支払通知を年3回から1回に変更。 平成19年9月 区嘱託医を設置。特別障害者手当等受給資格に係る障がい程度の判定を依頼。（判定が困難な事例および判定医専門外の事例は都へ協議する。）						
必要性	国制度の実施						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	① 特別障害者手当受給者数（人）	211	221	227	230	235	
	② 障害児福祉手当受給者数（人）	58	57	57	58	60	
③ 経過的福祉手当受給者数（人）	7	6	5	4	4		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		72,725	74,597	75,629	75,826	78,802	82,879	81,787
決算額(30年度は見込み)		70,474	70,762	73,510	75,427	78,736	79,879	81,787
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
特別障害者手当受給者数(人)		194	202	208	211	221	227	230
障害児福祉手当受給者数(人)		57	59	56	58	57	57	58
経過的福祉手当受給者数(人)		11	10	8	7	6	5	4

予算・決算の内訳

平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	判定医謝礼	202	報償費	判定医謝礼	143	報償費	判定医謝礼	228
役務費	郵送料	52	需要費	印刷製本費	5	需要費	印刷製本費	6
扶助費	特別障害者手当	78,482	役務費	郵送料	54	役務費	郵送料	59
			扶助費	特別障害者手当	79,677	扶助費	特別障害者手当	81,494

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,102	355	▲747	地方税	0	0	0
	物件費	52	59	7	国庫支出金	58,930	59,722	792
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	78,482	79,677	1,195	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	202	143	▲59	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	262	262
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	58,930	59,984	1,054
	賞与・退職給与引当金繰入額	56	39	▲17	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲20,964	▲20,289	675
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	79,894	80,273	379	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲20,964	▲20,289	675
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲20,964	▲20,289	675	

備考
・手当受給者数の増に伴い、行政費用(扶助費)が増加している。行政収入については、特別障害者手当負担金(国)を受入れている。

問題点・課題
—

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、円滑な事業の運営に努めるとともに、更なる制度の周知を図る。	円滑な事業の運営に努めるとともに、制度の周知を図った。	対象者へ事業の周知徹底を図るとともに、円滑な事業運営に努める。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議(会)質問状	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-37	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障がい者福祉給付金事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	菅谷	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-09-03	障がい者福祉給付金支給事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	19年度	根拠	荒川区障害者福祉給付金支給要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	障がいを有しながら障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない在日外国籍等の障がい者に対して、給付金を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図る。						
対象者等	荒川区に在住する外国籍等障がい者のうち、無年金の障がい者						
内容	<p>【月額単価】 重度33,000円 中度26,000円</p> <p>【給付対象】 以下の要件すべてに該当する無年金障がい者</p> <p style="margin-left: 20px;">①昭和37年1月1日以前に生まれた者</p> <p style="margin-left: 20px;">②20歳時点での国籍が日本又はアメリカではなかった者</p> <p style="margin-left: 20px;">③昭和57年1月1日前に障がい者となった者</p> <p>【実施の流れ】 申請 → 審査（給付要件や障がい程度等） → 決定 → 支給（4ヶ月に1回支給）</p> <p>【参考】特別障害給付金 ※同種事業 強制加入の対象でなかった学生等の障がい者について、障害基礎年金を受給することはできないため、特別障害給付金制度を設け、給付金を支給する。平成17年度施行。 単月月額（平成22年度）：50,000円（一級）、40,000円（二級）</p>						
経過	昭和57年 1月 国民年金法改正。国民年金加入要件から国籍要件を除外。 平成17年 4月 特別障害給付金制度開始。法の附則中に在日外国人の無年金障がい者の福祉的措置を早急に検討する旨の条文あり。 平成19年 4月 事業開始						
必要性	外国籍等の無年金障がい者は障害基礎年金及び特別障害者給付金の双方に該当せず、生活が困窮している。また、障がいの状態として同じ状態であっても、制度格差による収入格差が存在しており、その格差に対する措置が必要であり、国の対応が行われるまでの期間の施策として重要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） （窓口） 障害者福祉課 申請受理・審査・決定・支払						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① 支給対象者数(人)	4	2	2	2	2	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,500	1,137	1,500	1,500	1,188	792	792
決算額(30年度は見込み)		708	1,137	1,500	1,266	1,056	792	792
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
重度支給対象者数(人)		1	3	3	3	2	2	2
中度支給対象者数(人)		1	1	1	1	0	0	0

予算・決算の内訳

平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	給付金	1,056	扶助費	給付金	792	扶助費	給付金	792

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	367	355	▲12	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	1,056	792	▲264	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	78	0	▲78
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	78	0	▲78
	賞与・退職給与引当金繰入額	19	39	20	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲1,364	▲1,186	178
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,442	1,186	▲256	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲1,364	▲1,186	178
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲1,364	▲1,186	178	

備考
・行政収入(その他)について、28年度は障害者福祉給付金の返還金(78,000円)があったが、29年度は返還金なし。

問題点・課題	—
--------	---

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	制度の周知を図ると共に、適切な制度運営を行う。	制度の周知及び適切な制度運営に努めた。	引き続き、適切な制度運営を行うとともに、制度の周知を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区) 未実施：千代田区、中央区、港区、品川区、世田谷区、渋谷区、中野区、練馬区、足立区
議(会)質(問)状	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-38	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事				
事務事業名	東京都重度心身障害者手当	部課名	福祉部障害者福祉課				
		担当者名	菅谷				
		課長名	本木				
		内線	2683				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）							
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業 （ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度 ）		<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	48年度	根拠				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	心身に重度の障がいをするため、常時複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当（月額6万円）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。						
対象者等	都内に住所を有する者で、心身に重度の障がいをして、日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者（施設入所者を除く）※対象外：新規65歳以上・施設入所者・3ヶ月を超える入院者・所得制限あり（20歳以上の者は本人所得、20歳未満の者は配偶者及び扶養義務者所得）						
内容	・この事業は、東京都が実施しており、区は、受付事務を行っている。 ・この手当は東京都の制度であり、特別障害者手当等（国制度）との併給可。 ・支給方法 月ごとに、前月分を、毎月20日までに、都が指定口座に振り込む。 ・支給期間 認定請求した日（区の受理日）の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給。 【事務の流れ】 ・受給権者からの認定請求書及び各種届書等を受理し、東京都に進達する。 ・東京都が交付した決定通知書等を受給権者に交付する。 ・現況調査の実施（年2回） 8月：所得確認（所得制限の導入により、平成12年より実施） 2月：施設入所、入院状況等確認（平成13年より実施）						
経過	平成12年 8月 年齢及び所得制限導入、3ヶ月を超える入院者を対象外とする。現況調査を年2回実施。それに伴う「重度心身障害者手当施行事務」に対する補助金（東京都在宅障害者福祉事業費等補助（交付金）が、12年度のみ交付された。（610円×受給者数） 平成13年11月 所得制限額改正（扶養親族0人の場合、3,481,000円→3,549,000円） 平成14年11月 所得制限額改正（扶養親族0人の場合、3,549,000円→3,604,000円） 平成15年 3月 所得制限導入による3年間の経過措置終了（受給資格消滅者 9人）						
必要性	都制度の実施						
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① 受給者数（人）	144	146	149	150	155	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		0	0	0	0	0	-	-
決算額 (30年度は見込み)		0	0	0	0	0	-	-
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	受給者数 (人)	145	143	145	144	146	149	150
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	734	355	▲ 379		地方税		
	物件費				国庫支出金				
	維持補修費				都支出金				
	扶助費				分担金及び負担金				
	補助費等				使用料及び手数料				
	減価償却費				その他				
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	38	39	1	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 772	▲ 394	378	
	その他行政費用				金融収支差額 (d)				
	行政費用合計 (b)	772	394	▲ 378	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 772	▲ 394	378	
	特別費用 (g)				特別収入 (f)				
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 772	▲ 394	378	

備考
・都の事業であるため、区の予算措置はなし。

問題点・課題
○受給者の異動状況や施設入所・入院の状況を適宜確認し、過払い防止のため都に随時情報提供を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	円滑な制度運営をするため、都への進達事務等を遅滞なく行う。	適宜都と連絡を取り、適正な事務運営をした。	今後も都との連携強化に努めていく。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議(会)質(問)状	東京都の經由事務		

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-39	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	東京都心身障害者扶養共済制度	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	菅谷	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）							
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	20年度	根拠	東京都心身障害者扶養共済制度条例			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	心身に障がいのある者の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいとなった後の障がい者に年金を支給し、もって心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。						
対象者等	次の①～③の保護者（都内に住所を有し、加入年度の初日の年齢が65歳未満であり、特別な疾病や障がいがなく、保険契約の対象となる健康状態であるものが加入できる）①知的障がい者 ②身体障がい者（1～3級） ③精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が①又は②と同程度の方						
内容	<p>【掛金】1口当たり9,300円～23,300円（2口まで加入可）加入者の加入時の年齢により7段階生活保護受給者や住民税非課税等の場合、申請により1口目の掛金のみ1/2減額される</p> <p>【年金額】1口当たり20,000円/月</p> <p>※年度初日の加入者の年齢が65歳となり、且つ加入期間が20年以上になった以後の月から掛金が免除</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者が加入者より先に亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給される。 加入者の申し出により脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給される。 加入者が死亡し、又は重度障がいと認められたときは、毎月定額の年金を心身障がい者または年金管理者の口座に振込。 <p>平成19年2月末に扶養年金制度が廃止となり、既に年金を受給していた場合は、継続して年金が支払い、未受給であった場合には、東京都が清算金を支払う。【年金額】30,000円/月（特約分は別に10,000円/月を付加）</p>						
経過	<p>昭和44年 4月 東京都心身障害者扶養年金制度発足</p> <p>平成18年10月 扶養年金破綻寸前のため、扶養年金審議会より「制度廃止」の答申（12月に廃止決定）</p> <p>平成19年 2月末 扶養年金廃止（受給者には年金の支払いを継続、未受給者には都が清算金を支払う）</p> <p>平成19年 5月 区として説明会を実施</p> <p>平成20年 4月 東京都心身障害者扶養共済制度発足</p>						
必要性	都制度の実施						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 都の経由事務						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① 扶養共済区加入者数（人）	12	13	14	15	20	
	② 扶養共済区受給者数（人）	0	0	0	0	0	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		0	0	0	0	0	-	-
決算額(30年度は見込み)		0	0	0	0	0	-	-
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
扶養共済区加入者数(人)		10	10	11	12	13	14	15
扶養共済区受給者数(人)		0	0	0	0	0	0	0
扶養年金区受給者数(人)		143	140	137	132	127	125	125
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額
	給与関係費	367	355	▲ 12	地方税		
	物件費				国庫支出金		
	維持補修費				都支出金		
	扶助費				分担金及び負担金		
	補助費等				使用料及び手数料		
	減価償却費				その他		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	19	39	20	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 386	▲ 394
	その他行政費用				金融収支差額(d)		
	行政費用合計(b)	386	394	8	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 386	▲ 394
	特別費用(g)				特別収入(f)		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 386	▲ 394

備考
・都の事業であるため、区の予算措置はなし。

問題点・課題
○窓口等で制度の周知を図る必要がある。

問題点・課題の改善策			
	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	制度の周知に加え、円滑な事務運営に努めていく。	新規手帳取得者等に対して、制度の説明を行い、事業の周知を行った。	今後も制度周知を徹底していく。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議(会)質(問)状			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-40	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事				
事務事業名	原爆被爆者援護事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	中村	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-10-01	原爆被爆者援護事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	2年度	根拠	荒川区原爆被爆者に対する見舞金給付要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	荒川区原爆被爆者団体運営費補助金交付要綱			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	・区内に住所を有する原爆被爆者に対して、年1回見舞金（1万円）を給付することにより、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図る。 ・区内に所在する原爆被爆者団体に対し、その自主的な活動に要する経費の一部を補助することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図る。（現在活動休止中）						
対象者等	【見舞金】 原爆被爆者健康手帳所持者（基準日8月1日） 【団体補助金】 区が認めた原爆被爆者団体（平成8年より活動休止中）						
内容	【見舞金】 毎年8月に対象者からの申請を受理し見舞金額10,000円を本人口座に振込。 （実施案内を 区報7月21号に掲載） 申請方法：昨年申請した人 …… 申請書を郵送し、返送してもらう。 新規申請する人 …… 被爆者健康手帳を持参し窓口で申請する。 【団体運営補助金】 原爆被爆者団体（荒友会）は、年間事業計画書等を添付して補助金の申請をし、区はこれに対し補助金を交付する。対象となる経費は、会議費、通信費、消耗品費等、運営経費とする。 平成8年度より、活動休止中のため、補助金の交付は行っていない。 （平成7年度まで、年50,000円を交付していた。）						
経過	平成2年度 事業開始 平成8年度 荒友会が活動を休止						
必要性	原爆被爆者に対して、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図るために必要である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 1直営 ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① 支給者数（人数）	26	26	24	24	24	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		380	350	300	290	260	260	240
決算額（30年度は見込み）		350	290	290	260	260	240	240
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名（30年度は見込み）								
見舞金支給者（人）		35	29	29	26	26	24	24

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	見舞金	260	扶助費	見舞金	240	扶助費	見舞金	240

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	769	744	▲ 25	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	260	240	▲ 20	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	39	81	42	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,068	▲ 1,065	3
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,068	1,065	▲ 3	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,068	▲ 1,065	3
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,068	▲ 1,065	3	

備考
・行政費用（扶助費）は、被爆者への見舞金となっている。対象者数は減少しているため、行政費用は減少傾向にある。

問題点・課題
—

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

他区の実況
(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区)
実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・練馬・葛飾・江戸川
未実施：墨田・江東・足立

況議
(会質問状)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-41		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事			
事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	本木
			担当者名	芝沼		内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-11-01	自立支援医療（更生医療）支給事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）			<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成		24年度	根拠	障害者総合支援法		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。						
対象者等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部の障がいについては区が必要と認めた者）						
内容	<p>【主な治療内容】心臓機能障がいでのペースメーカー埋め込み手術、視覚障がいでの網膜はく離手術、人工透析、抗HIV療法等</p> <p>【医療費給付内容】</p> <p>①指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度として給付 ②入院の場合の食事療養費 ③移送費、施術費、治療材料費等</p> <p>【医療費の審査及び支払】社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託</p> <p>【事務処理】</p> <p>利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部の障がいは区で判定）を行い、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者に決定通知を交付。治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払う。</p>						
経過	<p>平成18年4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行 医療費1割負担化、食費が食事療法であっても原則実費負担となる。</p> <p>平成19年3月 生活保護受給中の人工透析受術者が更生医療に移行（68人）</p> <p>平成22年4月 肝臓機能障がいに対する肝臓移植及び術後の抗免疫療法が対象となる。</p> <p>平成25年4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）となる。</p>						
必要性	法に定められている事業であり、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業である。						
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>【決定】直営 【審査・支払】社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	① 入院（レセプト件数）（件）	222	228	232	230	250	
	② 通院件数（レセプト件数）（件）	2,204	2,264	2,305	2,300	2,400	
③ 訪問看護（レセプト件数）（件）	1	0	0	0	2		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		533,109	560,550	540,559	558,474	535,480	589,464	545,569
決算額(30年度は見込み)		514,111	510,711	516,062	551,363	531,329	541,970	545,569
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
入院(レセプト件数)(件)		282	241	254	222	228	232	241
通院(レセプト件数)(件)		1,805	1,931	2,106	2,204	2,264	2,305	2,300
訪問看護(レセプト件数)(件)		2	4	0	1	0	0	1
入院利用者数(給付決定件数)(件)		33	27	25	17	14	20	20
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	腎臓機能障がい、免疫機能障がい等	531,329	扶助費	腎臓機能障がい、免疫機能障がい等	541,970	扶助費	腎臓機能障がい、免疫機能障がい等	545,569

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,469	2,132	663	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	285,027	9,296	▲ 275,731
	維持補修費	0	0	0	都支出金	137,908	5,563	▲ 132,345
	扶助費	531,329	541,970	10,641	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	422,935	14,859	▲ 408,076
	賞与・退職給与引当金繰入額	75	231	156	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 109,938	▲ 529,474	▲ 419,536
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	532,873	544,333	11,460	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 109,938	▲ 529,474	▲ 419,536
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 109,938	▲ 529,474	▲ 419,536	

備考 ・医療費助成のため、行政費用のうち扶助費が大半を占めている。行政収入については、障害者医療費負担金(国・都)を受入れている。

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	現状どおり実施。	現状どおり実施。	現状の規模で実施。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
状況の要旨	法定事業		

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-42		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	心身障害者医療助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
			担当者名	木下	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-11-02	心身障害者医療助成事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）			<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成		49年度	根拠	東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例、心身障害者医療費助成要綱等			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	東京都の心身障がい者の医療費の一部を助成することにより、心身障がい者の健康の保持に寄与するとともに、福祉の増進を図る。							
対象者等	【障がい要件】①知的障がい者1～2度②身体障がい者1～3級※3級は内部障がいのみ 【所得制限】年間所得360万4千円以下（扶養親族なし）、扶養親族1名加わるとに38万円加算 【年齢制限】新規で障がい要件を満たす場合は65歳未満※65歳以前に受給者証を有していた者は対象							
内容	【医療券発行】 ○医療券有効期間 9月（又は新規取得日）から翌年8月末日まで ○現況調査 毎年8月末日現在受給者に対し、保険、所得状況の証明依頼を発送 【医療助成概要】 ○受給者負担割合（医療費） なし（非課税者）又は1割（課税者） ※入院時の保険適用外相当額は、受給者負担 ○助成額 各種医療保険の自己負担から、上記受給者負担を差し引いた額 【更新】 ○所得調査 所得証明願いを発送（知的障害者施設は6月下旬、転入・未申告の者は8月上旬に発送） ○保険調査 社会保険等、保険の確認が取れない者には、調査票を発送（7月上旬） ○受給者証発送 現況調査の結果により、資格のある者に一斉に受給者証を発送（8月下旬発送）							
経過	昭和49年 7月 心身障害者医療助成制度開始 開始時要件：身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、年間所得350万円以下 昭和59年 9月 障がい程度に内部障がい3級を追加 10月 社会保険被保険者を対象化 平成 6～14年 健康保険法等改正に伴う制度調整（H6食事療養費助成、H9薬剤負担助成等） 平成18年 4月 障害者自立支援法施行に伴い、知的障がい者の施設入所者を対象化 平成20年 4月 後期高齢者医療制度発足に伴い、対象者の変更 国保年金課から障害者福祉課へ事務移管 平成30年 8月 高確法改正に伴う制度調整（住民税課税者の一部負担金上限額引き上げ）（予定） 平成31年 1月 障がい要件に精神保健福祉手帳1級所持者を追加（予定）							
必要性	心身障がい者の医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減し、心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図る上で必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 受給者証の交付申請受付・審査・発行事務 都外医療機関受診者の医療費助成額の審査・支給事務							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	医療費助成対象者数（人）	1,748	1,724	1,693	1,793	1,785	各年度末の受給者証交付人数
	②	医療費助成支給件数（件）	1,750	1,826	1,795	1,900	1,680	現金給付医療費助成件数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		254	254	257	254	254	260	260
決算額（30年度は見込み）		241	230	246	247	247	229	260
実績の推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	医療費助成対象者（人）	1,804	1,786	1,765	1,748	1,724	1693	1,793
	支給件数（延べ数）	1,535	1,561	1,943	1,750	1,826	1,795	1,900
	都外医療機関助成金額（円）	11,458,918	11,090,831	13,997,804	11,987,785	10,992,444	14,069,346	18,000,000
予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品、窓あき封筒等	24	需用費	消耗品、窓あき封筒等	14	需用費	消耗品、窓あき封筒等	20
役務費	受給者証等郵送料	209	役務費	受給者証等郵送料	191	役務費	受給者証等郵送料	214
委託料	封入作業委託料	15	委託料	封入作業委託料	24	委託料	封入作業委託料	26

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	734	1,066	332	地方税	0	0	0	0
物件費		247	229	▲ 18	国庫支出金	0	0	0	0	0
維持補修費		0	0	0	都支出金	0	0	0	0	0
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	0	0
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	0	0
減価償却費		0	0	0	その他	1	0	▲ 1	▲ 1	▲ 1
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)	1	0	▲ 1	▲ 1	▲ 1
賞与・退職給与引当金繰入額		38	116	78	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,018	▲ 1,411	▲ 393	▲ 393	▲ 393
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	0	0
行政費用合計(b)		1,019	1,411	392	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,018	▲ 1,411	▲ 393	▲ 393	▲ 393
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,018	▲ 1,411	▲ 393	▲ 393	▲ 393	

・事務費相当（物件費）のみの支出であるため、行政費用は横ばいとなっている。行政収入について、28年度は個人情報開示請求による収入があった。

○平成31年1月より予定されている精神拡大について、該当となる方への周知を、徹底する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	職員が連携し、サービス対象となる利用者に周知を行うよう徹底する。	地区担当と連携し、対象者に積極的に申請の案内を行った。	精神障がい者の対象拡大等の制度改正が予定されているため、新たな対象者に積極的に周知を図る必要がある。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議況(要旨)			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		08-05-43		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事																						
事務事業名		障がい者団体補助		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木																					
				担当者名	岩崎	内線	2683																					
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-12-01 障害者団体補助																										
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業																						
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成		58年度	根拠	荒川区障害者団体等運営費補助金交付要綱																							
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等																								
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画																								
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市																									
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成																									
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実																									
目的	区内に所在する障がい者団体及び障がい者団体連合会に対し、その自主的な活動を積極的に援助・育成するため、予算の範囲内において、その運営費の一部を補助し、障がい者福祉の増進を図る。																											
対象者等	対象団体等は次の6団体（30年5月）。荒川区手をつなぐ親の会、荒川区身障児父母の会、荒川のぞみの会、荒川区聴覚障害者協会、荒川区視力障害者福祉協会、荒川区心身障害児者福祉連合会 ※荒川区身体障害者更生会は28年3月、荒川腎友会は30年5月にそれぞれ解散により連合会脱退																											
内容	【補助金算定基準】 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">団体会員数</td> <td style="width: 40%;">補助金額</td> <td style="width: 40%;">対象団体（29年度）</td> </tr> <tr> <td>30～50人</td> <td>6万円</td> <td>→腎友会(45名)</td> </tr> <tr> <td>51～100人</td> <td>12万円</td> <td>→父母の会(52)、のぞみの会(52)、聴覚(59)、視力(62)</td> </tr> <tr> <td>101～200人</td> <td>15万円</td> <td>→手をつなぐ親の会(146)</td> </tr> <tr> <td>201～300人</td> <td>18万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>301～400人</td> <td>21万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>401人以上</td> <td>24万円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※福祉連合会補助金額は、当該年度の予算の範囲内で別に定める。（実績：13～29年度各年度10万円） 【対象経費】会議費、研修費、連絡通信費、交通費、消耗品費、印刷製本費等、障害者団体を運営していく上で必要な経費</p>							団体会員数	補助金額	対象団体（29年度）	30～50人	6万円	→腎友会(45名)	51～100人	12万円	→父母の会(52)、のぞみの会(52)、聴覚(59)、視力(62)	101～200人	15万円	→手をつなぐ親の会(146)	201～300人	18万円		301～400人	21万円		401人以上	24万円	
団体会員数	補助金額	対象団体（29年度）																										
30～50人	6万円	→腎友会(45名)																										
51～100人	12万円	→父母の会(52)、のぞみの会(52)、聴覚(59)、視力(62)																										
101～200人	15万円	→手をつなぐ親の会(146)																										
201～300人	18万円																											
301～400人	21万円																											
401人以上	24万円																											
経過	昭和58年 事業開始 平成元年 連合会の補助金額を予算の範囲内と定める 平成2～4年 補助算定基準改定 平成5年 荒川腎友会を対象団体に追加 平成28年3月 荒川区身体障害者更生会解散により連合会脱退 平成30年5月 荒川腎友会解散により連合会脱退																											
必要性	当事者又は家族等により構成される団体に対してその運営経費の一部を補助することにより、団体の自主的な活動を援助・支援し、障がい者団体の活発な活動や福祉の増進を図るために、必要である。																											
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）																											
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明																					
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み		目標値 (38年度)																				
	①	補助団体数(団体)		8	7	7	6	7	補助基準を満たしている団体数																			
	②																											
③																												
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																										
30年度	31年度	現状の規模で実施する。																										
継続	継続																											

予算・決算額の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,000	970	970	970	970	970	970
決算額(30年度は見込み)		970	970	970	970	850	790	970
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
団体数(団体)		8	8	8	8	7	7	6
会員数(人)		502	528	467	472	426	416	417
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	団体補助	850	負担金補助等	団体補助	790	負担金補助等	団体補助	970

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	345	334	▲ 11	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	850	790	▲ 60	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	18	36	18	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,213	▲ 1,160	53
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,213	1,160	▲ 53	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,213	▲ 1,160	53
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,213	▲ 1,160	53	

備考
・補助対象団体が1団体減となったため、行政費用(補助費等)が減っている。

問題点・課題
団体構成員の高齢化と会員数の減少及び団体の解散

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	支援の在り方について検討する。	支援の在り方について検討する。	財政支援だけでなく人的支援を含め、引き続き支援の在り方を検討する。
②			
③			

他区の実況	(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区)
未実施	江東区、渋谷区(連合会に対してのみ実施)、江戸川
況議(会質問状)	平成11年三定 「補助対象の連合会非加盟団体への拡充について」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-44	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障がい者運動会補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	岩崎	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-12-02	障害者運動会補助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	56年度	根拠	荒川区障害者運動会運営費補助金交付要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	障がい者団体等の自主的な活動を支援し、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」の経費の一部を補助することにより、障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。						
対象者等	【補助対象事業】 荒川区心身障害児者福祉連合会が開催する荒川区障害者運動会						
内容	【事業名】 荒川区障害者大運動会 【実施日】 9月最終日曜日 【場 所】 区立第一中学校校庭又は体育館（雨天時） 【参加者】 区内障がい児者、家族、関係者及び一般区民 29年度参加者約700人 【主 催】 荒川区心身障害児者福祉連合会 【後 援】 荒川区、荒川区社会福祉協議会 ※一中生徒、民生委員ほか、多数のボランティアの協力を得て実施 【補助対象経費】 荒川区障害者運動会に要する経費とし、補助金の交付額は区の予算額を上限とする。 29年度補助金 52万円						
経過	平成10年 4月 補助金額を10%削減 平成12年 4月 必要経費を除く経費を3ヵ年かけ、段階的に削減（12年度72万円、13年度62万円、14年度52万円） 平成14年 4月 障がい者団体等の要望により補助金の削減を凍結 平成15年 4月 運営費補助金交付要綱策定						
必要性	障がい者団体の自主的な活動を支援するものであり、区としても後援している。また、障がい者だけでなく家族の交流の場ともなっているため、必要である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 1直営） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	① 参加人数（人）	680	700	700	700	700	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		520	520	520	520	520	520	520
決算額(30年度は見込み)		520	520	520	520	520	520	520
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	参加人数(人)	715	635	671	680	700	700	700
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	運動会補助	520	負担金補助等	運動会補助	520	負担金補助等	運動会補助	520

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
	給与関係費	1,749	2,048	299	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	520	520	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	89	222	133	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,358	▲ 2,790	▲ 432
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,358	2,790	432	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,358	▲ 2,790	▲ 432
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,358	▲ 2,790	▲ 432

備考
・行政費用(補助費等)については、運動会開催費用補助が占めており、例年同額となっている。

問題点・課題
○実施会場が第一中学校に固定化され、学校側の負担が大きくなっているため、他会場での実施を検討する必要がある。しかしながら、実施会場には障がい者用設備(トイレ、エレベーター等)が不可欠なため、会場の確保が困難となっている。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き検討する。	引き続き検討する。	実施規模を含め、引き続き連合会と検討する。
②			
③			

他区の実況	(実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区) 実施：渋谷区(福祉団体に対する補助の実施は1区のみ。このほか直営で運動会を実施している区は文京、中野、豊島、板橋、練馬、葛飾、江戸川区。)
況議(会質問状)	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-47		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事			
事務事業名	障がい者相談支援事務費（障害者相談員）		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木	
			担当者名	鈴木(文)	内線	2685	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-14-01	福祉事業事務費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)			<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 43年度		根拠	身体障害者相談員設置要綱及び知的障害者同要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度		法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	相談員が身体・知的障がい児者に対し、各種相談や日常生活の援助等を行う。						
対象者等	【相談員】 身体障害者相談員：11名 知的障害者相談員：6名						
内容	【相談員】 区長が選任した相談員に2年間業務を委託する 相談員：自宅相談や出張相談を行い、活動記録簿に記録、毎年4月10日までに報告書により区に報告する。報償費は毎年9月及び3月に、それぞれの月までの分をまとめて支給する。						
経過	平成11年 4月 都が相談員の年齢制限を導入（新任65歳未満、再任73歳未満） 平成12年 4月 相談員事業が都から区へ事務移管（事務処理特例） 平成24年 4月 相談員事業の実施主体が都から区へ移管						
必要性	-						
実施方法	（ 二部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ） 区長選任の相談員に2年間委託						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① 身体相談（件）	258	556	225	225	300	身体障害者相談員による相談件数
	② 知的相談（件）	66	79	46	46	80	知的障害者相談員による相談件数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		23,003	31,370	30,679	30,618	29,901	16,013	7,701
決算額(30年度は見込み)		22,390	30,314	29,200	27,962	28,354	14,844	7,701
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	身体相談(件)	342	234	236	258	556	225	225
	知的相談(件)	263	116	79	66	79	46	46
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	相談員活動費	647	報償費	相談員活動費	654	報償費	相談員活動費	684
	その他事務費	27,707	需用費	相談員活動費	2	需用費	相談員活動費	34
				その他事務費	14,188		その他事務費	6,983

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	20,069	6,135	▲ 13,934	地方税	0	0	0
	物件費	7,623	8,270	647	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	391	77	▲ 314
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,029	866	▲ 163	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	391	77	▲ 314
	賞与・退職給与引当金繰入額	19	46	27	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 28,349	▲ 15,240	13,109
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	28,740	15,317	▲ 13,423	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 28,349	▲ 15,240	13,109
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 28,349	▲ 15,240	13,109	

備考
・本事業は、福祉事業事務費の一部に組み込まれている事業であり、物件費の一部が相談員活動費(需用費)、補助費用の一部が相談員活動費(報償費)となっている。行政収入については、他事業に係るものである。

問題点・課題
○30年度より身体障害者相談員に辞退者があり、3名の欠員が発生している。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き相談事業に係る情報提供を行うとともに、相談員からの問合せに対して早急に対応する。	相談員の委託辞退があったが欠員になることなく、新規に選任して委託契約を行い、相談業務に対応した。	身体障害者相談員の欠員については、継続会員による推薦などと呼びかけ相談業務に支障がでないよう早急に対応する。
②			
③			

他区の実況 (実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)

況議(会質問状) 平成27年度9月会議 「障害者支援について(相談窓口の充実)」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-48	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障がい者支援調整事務費（障害支援区分認定）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	平林	内線	2689			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-14-04	障がい者支援調整事務費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	18年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	障害者総合支援法に定める障害福祉サービス提供の根拠となる、障害支援区分認定のための調査および審査会開催を目的とする。							
対象者等	介護給付費および訓練等給付費の支給申請者および支給決定の変更の申請者のうち、18歳以上の者							
内容	<p>[障がい認定の流れ]</p> <p>介護給付の申請→認定調査→一次判定→審査会（二次判定）→障害支援区分の認定 訓練等給付の申請→認定調査のみ ※障害支援区分……介護給付の必要度を表す7段階の区分（区分1～6及び非該当、区分6が最重度）</p> <p>[審査会開催回数]</p> <p>3合議体、月3回開催 開催回数・・・年間36回（予定）</p> <p>[審査会委員構成]</p> <p>任期2年 医師会医師6名、大学教授等3名、社会福祉士1名、社会福祉協議会職員1名 福祉施設職員3名、当事者1名</p>							
経過	平成18年4月 障害者自立支援法施行 平成18年5月 認定調査開始 平成18年6月 審査会開始 平成25年4月 障害者自立支援法改正 障害者総合支援法になり、難病患者が対象となる 平成26年4月 障害程度区分から障害支援区分へ移行 平成27年1月 障害者総合支援法の対象難病数が130から151に拡大 平成27年7月 障害者総合支援法の対象難病数が151から332に拡大 平成29年4月 障害者総合支援法の対象難病数が332から358に拡大 平成30年4月 障害者総合支援法の対象難病数が358から359に拡大							
必要性	支給決定の仕組みを透明化、明確化するために認定調査や審査が必要である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営 ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	申請件数（人）	500	463	526	650	650	
	②	障害支援区分認定件数（人）	389	323	370	500	500	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		15,041	15,268	15,689	15,853	15,525	16,440	18,112
決算額(30年度は見込み)		13,967	13,628	13,611	14,332	13,876	14,423	18,112
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
審査会開催回数(回)		32	34	32	34	30	29	36
障害支援区分認定件数(人)		444	268	301	389	323	370	500
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	審査会委員・非常勤報酬	10,289	報酬	審査会委員・非常勤報酬	10,594	報酬	審査会委員・非常勤報酬	11,884
共済費	社会保険料(非常勤)	1,123	共済費	社会保険料(非常勤)	1,146	共済費	社会保険料(非常勤)	1,163
旅費	調査旅費等	674	旅費	調査旅費等	610	旅費	調査旅費等	868
需用費	消耗品費等	65	需用費	消耗品費等	100	需用費	消耗品費等	506
役務費	意見書作成手数料等	1,725	役務費	意見書作成手数料等	1,973	役務費	意見書作成手数料等	3,681
						委託料	受給者証点字テープ貼付	10

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	給与関係費		24,264	21,334	▲ 2,930		地方税		0	0	0
物件費		2,464	2,684	220	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		657	1,041	384	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 27,385	▲ 25,059	2,326		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		27,385	25,059	▲ 2,326	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 27,385	▲ 25,059	2,326		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 27,385	▲ 25,059	2,326		

備考
・認定調査員による障害区分認定を行うため、行政費用のうち給与関係費(非常勤職員人件費)が多くを占めている。

問題点・課題
○増加する認定件数に対応するため、ノウハウを持つ認定調査員を継続して配置し、迅速な区分認定を図る必要がある。
○新規で採用した認定調査員に対しては適切な指導を継続する必要がある。
○新規に委嘱する審査会委員に対しては研修の受講を依頼し、また必要な情報提供を行い、適切な審査会運営を維持していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	対象者拡大による新規申請者数の増加等に備え、引き続き実務経験が豊富な同一の調査員を継続して配置していく。	同一の調査員を継続して配置したことで、過去の調査で得た知識や経験を活かし、適切に調査を実施することができた。	平成30年度は申請者が多く見込まれるため、熟練調査員2名を継続して配置し、新任調査員に適切な指導を行っていく。
②	引き続き、3部会構成で審査会を運営していく。新任の委員に対しては適切な情報提供、研修等を実施していく。	3部会構成にて安定して審査を運営することができた。新任委員への研修実施のほか、対象難病拡大等最新情報を各委員へ提供した。	引き続き3部会構成で審査会を運営していく。改正等があった場合には、各委員へ必要な情報を随時提供していく。
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議(会)質問状			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-49	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事					
事務事業名	聴覚障がい者相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	一色・岩崎	内線	2682・2683			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-14-03	聴覚障害者相談事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業					
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	54年度	根拠	荒川区聴覚障害者相談支援事業実施要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	聴覚障がい者等の相談窓口を設置することにより、聴覚障がい者等の自立と社会生活の健全化を促進し、もって障がい者福祉の増進を図ることを目的とする。							
対象者等	区内に住所を有する身体障害者手帳を交付された聴覚障がい者等							
内容	<p>【窓口相談】 障害者福祉課に手話通訳者を配置することにより、相談窓口を設置する。平成28年度実績96件 相談日：毎週火曜日午後1時～午後4時 手話通訳者：1名（報償費1回の派遣あたり@1,500×3時間）</p> <p>【専門相談】 窓口相談では対応の難しい専門的な相談については、公益社団東京聴覚障害者総合支援機構が運営する東京聴覚障害者自立支援センターの相談支援事業（同行支援も可）を活用することで、様々な分野の相談を包括して行う。平成28年度実績なし</p> <p>【電話代行サービス及び遠隔手話通訳サービス】 区役所・病院等へ連絡が必要な場合に、区の委託事業者が代理で電話する電話代行サービス 区役所窓口で手話による円滑な手続ができるよう、タブレットを活用した遠隔手話通訳サービス</p>							
経過	昭和56年 4月 相談日増 月1回→月2回 平成10年 4月 用語改定 手話通訳者の資格（国が実施する手話通訳認定者） 手話通訳者の委嘱（任期1年） 手話通訳者に対する謝礼（1回半日6,000円） 平成13年 4月 手話通訳者時間変更（午前9:00～12:00、派遣あたり@1,500×3時間） 平成15年 4月 手話通訳者時間変更（午後1:00～4:00、派遣あたり@1,500×3時間） （区報掲載） 平成18年 6月 手話通訳者曜日変更第2・4火曜日 平成21年 4月 手話通訳者回数変更（毎週・火曜日）、専門相談事業開始 平成30年 4月 窓口における電話代行サービス及び遠隔手話通訳サービスの開始							
必要性	手話は聴覚障がい者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業では障害者福祉課関連の相談だけではなく、他課に関する相談や専門性の高い相談も行っており、必要である。							
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 専門相談は公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構に委託して実施。 遠隔手話通訳サービスについては、株式会社プラスヴォイスに委託して実施。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	窓口相談（件）	95	96	105	105	120	
	②	専門相談（時間）	2	0	0	2	7	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
重点的に推進	重点的に推進	ICTを活用した遠隔手話等サービスを導入し、区役所窓口及び聴覚障がい者当事者の自宅等で、365日手話等でのコミュニケーションを可能することで、聴覚障がい者の総合的なコミュニケーション支援を行う。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		320	289	309	249	258	263	6,117
決算額（30年度は見込み）		230	248	309	226	225	230	6,117
実績の推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	窓口相談（件）	90	99	114	95	96	105	105
	専門相談（時間）	0	14	20	2	0	0	2
予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	手話通訳謝礼	225	報償費	手話通訳謝礼	230	報償費	手話通訳謝礼	230
委託料	専門相談	0	委託料	専門相談	0	委託料	専門相談	33
						委託料	遠隔手話等サービス	5,854

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
	給与関係費	173	523	350	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	225	230	5	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	9	57	48	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 407	▲ 810	▲ 403
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	407	810	403	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 407	▲ 810	▲ 403
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 407	▲ 810	▲ 403

備考
・相談件数に応じて、行政費用（補助費等・報償費）は横ばいとなっている。

問題点・課題
専門相談利用回数の減少。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	一般相談利用者への専門相談に関する情報提供をする。
②	—	—	ICTを活用した遠隔手話等サービスを導入することで、聴覚障がい者の手話等によるコミュニケーションが容易になる。
③			

他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)
未実施	千代田区、港区
議会議決要旨	平成27年度9月会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」 平成29年度2月会議 「手話言語条例の制定について」 平成29年度11月会議 「手話言語条例の制定について」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-55	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	精神障がい者地域生活支援センター運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	佐藤	内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-15-04	精神障害者地域生活支援センター運営費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	14年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区精神障害者地域生活支援センター設置条例、同施行規則等			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談（夜間・休日）を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する。区内の社会復帰施設等を利用する障がい者、通院中の障がい者が憩い、地域交流のできる場とする。精神ボランティア活動、訪問活動等、地域生活支援事業の拠点とする。						
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者とその家族等						
内容	<p>【日常生活支援】夕食会、当事者活動の支援・就労支援のプログラム・情報提供コーナー</p> <p>【相談活動】当事者や家族に対し面接や電話による、服薬・金銭管理・対人関係などの悩み、福祉サービス利用についての相談</p> <p>【「憩いの場」の提供】夜間や休日にも利用できるオープンスペースの提供・喫茶コーナー設置によるくつろぎの場の提供</p> <p>【地域交流活動】展示会や公開講座等の開催による地域住民との交流、ボランティアの育成支援</p> <p>【特定相談支援事業・障害児相談支援事業】利用者のアセスメントに基づくサービス等利用計画の作成</p> <p>※開館日・時間※ 年末年始の6日間と毎月第3木曜日を除く毎日 午前9時～午後7時（電話相談は午後9時）</p>						
経過	<p>平成12年 保健所に検討会を設け、先行施設の調査を開始し、事業内容、必要施設案を策定</p> <p>平成13年 候補地をあげ、建設費（施設改修工事、備品等）の予算案を決定。</p> <p>平成15年 1月 精神障害者地域生活支援センターアゼリア開設</p> <p>平成17年 4月 開館時間を午前9時～午後9時から午前9時～午後7時に変更、精神保健福祉ボランティア講座の委託開始</p> <p>平成18年 4月 デイケア事業の一部を委託</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法に基づく「相談支援事業・地域活動支援センターⅠ型」へ移行</p> <p>平成20年 4月 福祉サービス事業開始</p> <p>平成24年 4月 デイケア事業を見直し、登録制の社会復帰プログラムのグループ活動として事業を変更</p> <p>平成25年 4月 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業を開始</p> <p>平成29年 7月 宮の前ふれあい館2階をアゼリアに拡張・利用開始</p>						
必要性	精神障がい者数は年々増加している。回復途上にある精神障がい者を対象に、生活の場を提供し、日常生活における援助等を行い、地域生活を送り自立を促進するための施設として必要である。						
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>指定管理委託：社会福祉法人トラムあらかわ</p> <p>基本協定期間（平成26年4月1日～平成31年3月31日）</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	① 来館者数（人）	7,976	7,552	7,803	7,980	8,260	
	② 支援プログラム参加者数（人）	4,123	4,202	4,258	4,300	5,200	
③ 相談件数（人）	25,868	25,560	24,330	25,900	36,650	面接相談＋電話相談＋訪問・同行	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
重点的に推進	重点的に推進	多様化する相談に対し、きめ細かな相談対応及びプログラムを充実させるため、必要な体制の整備を図る。					

予算・決算額の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		33,954	34,895	39,117	40,620	42,197	54,385	56,059
決算額(30年度は見込み)		33,921	34,648	37,013	40,032	41,904	53,374	56,059
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
1日平均来館者数(人)		23	23	23	23	23	22	25
1回平均支援プログラム延べ参加者数(人)		4	7	6	7	8	8	12
1日平均相談件数(面接・電話計)(件)		54	42	56	68	72	70	75
新規登録者数(人)		101	145	128	220	125	125	150
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	水道代	102	需用費	水道代	160	需用費	水道代・家屋等修繕費	1,712
委託料	人件費、管理費、事業費等	41,655	委託料	手数料	122	委託料	人件費、管理費、事業費等	54,347
備品購入費	防犯カメラ設置	148	委託料	人件費、管理費、事業費等	52,774			
			備品購入費	エアコン	750			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,570	2,772	202	地方税	0	0	0
	物件費	41,904	53,374	11,470	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,622	1,622	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	852	0	▲ 852	その他	2,891	3,757	866
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,513	5,379	866
	賞与・退職給与引当金繰入額	131	301	170	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 40,944	▲ 51,068	▲ 10,124
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	45,457	56,447	10,990	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 40,944	▲ 51,068	▲ 10,124
特別費用(g)	0	883	883	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	▲ 883	▲ 883	当期収支差額(e)+(h)	▲ 40,944	▲ 51,951	▲ 11,007	

備考
・29年度にアゼリアの活動室を拡張したため、行政費用のうち物件費(指定管理委託料)が増額となっている。また29年度に老朽化してエアコンを取替えたため、備品購入費が75万円かかっている。行政収入については、障害者施策推進区市町村包括補助(人件費の一部)、給付費(その他)を受入れている。

問題点・課題
○当センターの特長であるプログラムを主体とした利用者支援については、利用者の病状や特性の多様化にあわせた支援を行うため、実施体制を確保していく必要がある。
○相談件数が増加傾向にある中、より多くの要支援者に対し、早期に支援を行える体制を整備するため、28年度に電話相談の実施方法を見直す等の対策を講じている。今後も精神障害者相談支援事業所等と相互に連携を図る等の対応が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	電話相談の利用方法見直しにより、電話対応の時間が微減したため、その分来館者対応に力を入れ、満足度の向上を図る。	電話相談の利用方法見直しにより電話が繋がりがやすくなり、施設拡張による新たなプログラムを実施する等サービス向上に努める。	引き続きプログラム見直しや改善、来館者対応の充実等、利用者の満足度に努めていく。
②	利用者の症状や特性の多様化にあわせたプログラムを展開していくため、既存の地域生活支援センタースペースを拡張する。	施設拡張のため、平成29年度より宮の前ひろば館2階をアゼリアに用途変更し、改修後7月から使用を開始した。	引き続き利用者の症状や多様化に合わせたプログラムを展開していく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議(要質問)状	平成27年度2月会議 「アゼリア相談支援の充足、新たな地域活動支援センターの進捗状況について」 平成27年度6月会議 「障害者支援について(相談窓口の充実)」 平成27年予特 「精神障がい者の相談体制の充実・施設の拡充について」 平成28年度9月会議 「精神障害者地域生活支援センターの早期増設について」 平成29年度6月会議 「精神障害者地域生活支援センターの増設について」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		08-05-58		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		障がい者相談支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木	
				担当者名	木下	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-16-02	障がい者相談支援事業運営費					
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)		<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成		27年度	根拠	障害者総合支援法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	精神障がい者相談支援事業所（委託）において、近年増加傾向にある精神障がい者からの相談に応じるとともに、区及び関係機関と連携の上、専門的な相談支援を要する支援困難者への対応を行う。区及び区立精神障害者地域生活支援センターを含めた精神障がい者相談支援体制を確立することにより、より多くの要支援者に対し、より早い段階で必要な支援を行っていく。							
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者及びその家族等							
内容	(1) 障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。 ①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ②社会資源を活用するための支援 ③社会生活力を高めるための支援 ④権利擁護のために必要な援助 ⑤障がい者のニーズや状況に応じた専門機関の紹介 ⑥その他、地域生活において障がい者が必要とする相談支援に関すること (2) 区及び関係機関と連携し、訪問相談を含めたきめ細かいサービスの提供を行うとともに、専門的な相談支援を要する困難ケース等にも対応する。							
経過	平成26年 報償費・需用費（委員会経費）、委託料の予算案を決定。 平成27年 選定委員会を設置し、公募型プロポーザルにより事業者を選定。 平成28年2月 荒川区精神障がい者相談支援事業所「コンパス」開設。							
必要性	年々増加している精神障がい者のこころの安定・回復及び社会生活の支援のため、必要な事業である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ） 委託先 一般社団法人ソラティオ							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	利用総延べ件数（件）	121	1,830	2,550	3,544	2,550	※27年度は2ヵ月分
	②	利用実人数（人）	58	285	246	342	395	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
重点的に推進	重点的に推進	年々増加している精神障がい者に対し必要な支援を推進していく。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			-	0	19,591	24,631	24,933	25,021
決算額(30年度は見込み)			-	0	6,448	24,631	24,752	25,021
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
利用総延べ件数(件)					121	1,830	2,550	3,544
利用実人数(人)					58	285	246	342
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	診断謝礼	119	報償費	診断謝礼	40	報償費	診断謝礼	218
委託料	運営費	24,512	需用費	食糧費	0	需用費	食糧費	2
			委託料	運営費	24,712	委託料	運営費	24,801

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費		1,028	1,421	393	地方税		0	0
物件費			24,512	24,713	201	国庫支出金		0	0	0
維持補修費			0	0	0	都支出金		0	0	0
扶助費			0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0
補助費等			119	40	▲79	使用料及び手数料		0	0	0
減価償却費			0	0	0	その他		0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額			0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額			53	154	101	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲25,712	▲26,328	▲616
その他行政費用			0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0
行政費用合計(b)			25,712	26,328	616	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲25,712	▲26,328	▲616
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲25,712	▲26,328	▲616	

備考
・行政費用のうち物件費については、法人への相談業務委託料が占めている。

問題点・課題
○区及び区立精神障害者地域生活支援センターや地域の関係機関と連携の上、精神障害者の相談支援体制を確立していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、関係機関との連携に力を入れるとともに、町会や民生委員等地域との繋がり構築についても力を入れる。	自立支援協議会や精神ネットワーク開催等を通じ、委託法人と関係機関との連携の強化を図った。	今後も関係機関と協力し、精神障害者の相談支援体制を整備していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議(会)質(問)状	平成27年度2月会議 「アゼリアでの相談支援の充足、新たな地域活動支援センターの進捗状況について」 平成27年度6月会議 「障害者支援について(相談窓口の充実)」 平成27年予特 「精神障がい者相談施設の充実等対応について」 平成29年度6月会議 「区民の精神障がいへの理解促進及び、相談窓口の拡充について」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-60	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	精神保健福祉事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	鈴木	内線	2688		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-17-01	精神保健福祉事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	41年度	根拠	精神保健福祉法、地域保健法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	地域精神保健福祉活動の一貫として、関係機関・施設との連携のもとに、精神障がい者の社会復帰と援助するために障がい福祉サービス等の相談、訪問等を行う。						
対象者等	区民及び区内精神障がい者（推定数5,000人）その家族、関係者。						
内容	<p>1 予防と健康の保持増進 相談 障がい福祉サービス等について 保健師による訪問指導、来所・電話相談（随時）</p> <p>2 保護 警察官通報（精神保健福祉法第23条）、区長同意（医療保護入院）</p> <p>3 組織の育成 精神障がい者家族会（めぐみ会）支援 精神障がい者ホームヘルプステップアップ研修の実施</p> <p>4 精神施設利用者交流 スポーツ交流会（年1回）</p>						
経過	<p>平成14年度 区内の精神障がい者施設に呼びかけてスポーツ交流会開催</p> <p>平成17年度 精神保健福祉ボランティア講座を生活支援センターへ委託</p> <p>平成18年度 自立支援法施行により、精神障がい者ヘルパー養成研修が廃止される。（区独自で精神障がい者ヘルパーステップアップ研修実施）</p> <p>平成22年度 組織改正により保健所から事務移管 自殺予防事業の実施に伴い、思春期・ひきこもり心理相談及びひきこもり家族教室を組み入れた</p> <p>平成26年度 精神保健福祉法一部改正に伴う条番号改正 24条通報→23条通報</p> <p>平成28年度 精神保健福祉法一部改正に伴う医療保護入院 保護者制度の廃止→家族等の同意 精神保健福祉事業の普及啓発・相談事業については、荒川区保健所健康推進課へ移管</p>						
必要性	区民の精神的健康の保持増進、精神疾患の早期治療、並びに精神障がい者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加を図る取り組みは、地域住民の福祉のために不可欠である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① 精神科医師・臨床心理士相談者（延べ人数）（人）	253	-	-	-	-	平成28年度より荒川保健所健康推進課に事務移管
	② 保健師による相談者（延べ人数）（人）＜訪問・面接・電話相談＞	8,427	2,478	2,759	2,850	2,900	平成28年度より福祉サービス利用相談を中心
③ 家族教室参加者（延べ人数）（人）	113	-	-	-	-	平成28年度より荒川保健所健康推進課に事務移管	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		2,500	2,499	2,479	2,498	371	9,777	9,920
決算額(30年度は見込み)		2,443	2,469	2,443	2,395	340	9,725	9,920
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
区長同意・解除(人)		59	75	27	20	28	28	30
警察官23条通報(件)		33	43	47	55	58	43	55
相談者数(精神科医・臨床心理士)(人)		211	196	261	251	—	—	—
ホームヘルプ講座参加者(延べ人数)(人)		93	140	131	53	97	46	60
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	講演会講師等謝礼	102	報償費	講演会講師等謝礼	102	報償費	講演会講師等謝礼	125
需用費	消耗品等	88	需用費	消耗品等	137	需用費	消耗品等	159
役務費	保険料	9	役務費	保険料・電話料	33	役務費	保険料・電話料	43
使用料等	スポーツ交流・講演会会場	21	使用料等	スポーツ交流・講演会会場	21	使用料等	スポーツ交流・講演会会場	22
負担金補助等	家族会補助	120	負担金補助等	家族会補助	120	負担金補助等	家族会補助	120
			報酬	非常勤職員報酬	8,147	報酬等	非常勤職員報酬・旅費	8,254
			共済費	社会保険料(非常勤)	1,165	共済費	社会保険料(非常勤)	1,197

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,307	11,723	7,416		地方税	0	0
	物件費	109	182	73	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,706	3,611	1,905	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	231	231	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	1	1	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,706	3,612	1,906	
	賞与・退職給与引当金繰入額	220	262	42	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲3,161	▲8,786	▲5,625	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	4,867	12,398	7,531	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲3,161	▲8,786	▲5,625	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲3,161	▲8,786	▲5,625	

備考
・行政費用について、非常勤職員人件費分の予算を別事業から組替えたため、給与関係費が増額となっている。行政収入については、障害者施策推進区市町村包括補助(31千円)、難病医療費助成に係る事務費交付金(1,653千円)、小児精神病棟医療費助成に係る事務費交付金(1,927千円)を受入れている。

問題点・課題
○事務移管により区民からの相談窓口は健康推進課となり、わかり易くなったが障害者福祉サービスについては新規と更新で相談の担当課が分かれており、継続して調整していく必要がある。
○健康推進課で対応している精神障がい者の個別対応から把握される問題や、地域課題を企画・政策に反映できるよう連携を図っていく。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	精神障がい者の個別対応から把握される問題や、地域課題を政策に反映していく必要がある	健康推進課と連携を図りながら、地域課題を把握し、障がい者総合プランに反映できるよう努めた	健康推進課の個別対応に伴うサービス利用や、法改正について相談を受けながら連携を図る。
②			
③			

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議(会)質(問)状
平成27年度11月会議 「引きこもり対策について(実態調査の実施・総合支援)」
平成29年度6月会議 「精神障がい者に対する理解の促進について」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		08-05-61		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		精神保健福祉ネットワーク事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木	
				担当者名	秋山	内線	2692	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-17-02	精神保健福祉連絡協議会運営費					
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成		5年度	根拠	荒川区精神保健福祉連絡協議会設置要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	1 精神保健福祉活動を行う機関・団体で構成する精神保健福祉連絡協議会を設置し、地域における精神保健福祉のネットワークの充実と荒川区の地域精神保健福祉施策の推進を図る。 2 実務担当者のネットワークとして、精神保健福祉ネットワーク会議を開催する。							
対象者等	協議会は、福祉部長・健康部長・精神科医師・精神保健福祉センター所長・学識経験者・区内施設関係者・民生委員・荒川区精神障害者家族会及び当事者・社会復帰施設などで委員を構成し、精神保健福祉ネットワーク会議は関係機関の実務担当者が参加する。							
内容	1 精神保健福祉連絡協議会における協議事項 (1) 精神保健福祉活動の推進に関すること (2) 関係機関、関係団体の協力体制の整備に関すること (3) 精神保健福祉の正しい知識の普及・啓発に関すること (4) 自助グループ、協力団体等の育成に関すること (5) その他、協議会会長が必要と認める事項 <29年度> 精神保健福祉連絡協議会は「精神保健福祉の動向と課題」を実施した。 2 精神保健福祉ネットワーク会議は、精神保健福祉の最新情報・事例検討・施設紹介などの情報交換を通して、関係機関相互の「顔の見えるネットワークづくり」をめざしている。 <29年度> 発達障害者の就労支援、生活困窮者の支援事例等の内容で実施した。 <30年度> L G B T の理解とメンタルヘルス、精神障がい者の障害年金等のテーマで実施する。							
経過	平成8年度	酒害相談を開始し、関係機関のネットワークを構築するため、酒害相談関係機関連絡会を開始した。						
	平成11年度	東京都から薬物相談関係機関強化のためのモデル事業の委託を受け、薬物相談関係機関連絡会を発足させた。						
	平成15年度	薬物相談関係機関連絡会と酒害相談関係機関連絡会を統合し、薬物酒害関係機関業務連絡会として開始した。						
	平成17年度	薬物・酒害相談関係機関連絡会および精神保健福祉関係機関連絡会を一本化し、精神保健福祉ネットワーク会議として位置付けて実施している。また、精神保健福祉連絡協議会の委員の見直しに伴い、要綱・要領を改正し、支援センターアゼリアの代表を加えた。						
	平成29年度	精神保健福祉連絡協議会の運営要領を一部改正した。						
必要性	精神保健福祉に関する、医療・保健・福祉・介護・当事者・司法等が精神保健福祉の最新情報情報の提供、学習会、施設紹介を通して、関係機関相互の連携を円滑に進めることができる。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 1連協の委員任期 平成29年4月～平成32年3月 年間1回の実施 2ネットワーク会議は年4回。区内外の医療機関、関係機関への実務担当者の参加を呼びかけている。							
指	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	精神保健福祉ネットワーク会議参加者数（人）	173	226	230	232	232	
	②	精神保健福祉ネットワーク会議参加団体数（団体）	58	60	62	63	64	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		177	177	179	202	193	189	189
決算額(30年度は見込み)		126	127	106	106	108	151	189
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
連絡協議会開催(回)		1	1	1	1	1	1	1
ネットワーク会議(回)		4	4	4	4	4	4	4
ネットワーク会議参加者(人)		201	201	164	173	226	230	232
参加団体数(団体)		50	52	56	58	60	62	64
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	外部委員・講師謝礼	100	報償費	外部委員・講師謝礼	148	報償費	外部委員・講師謝礼	173
需用費	食糧費	3	需用費	食糧費	3	需用費	食糧費	4
使用料等	会議室使用料	5	使用料等	会議室使用料	0	使用料等	会議室使用料	12

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	給与関係費		3,240	1,045	▲2,195		地方税	0	0
物件費		8	3	▲5	国庫支出金	0	0	0	
維持補修費		0	0	0	都支出金	0	0	0	
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
補助費等		100	148	48	使用料及び手数料	0	0	0	
減価償却費		0	0	0	その他	0	0	0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
賞与・退職給与引当金繰入額		166	113	▲53	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲3,514	▲1,309	2,205	
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
行政費用合計(b)		3,514	1,309	▲2,205	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲3,514	▲1,309	2,205	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲3,514	▲1,309	2,205	

備考
・精神連絡会、ネットワーク会議の開催規模は横ばいであるため、行政費用の物件費、補助費等が横ばいとなっている。

問題点・課題
○精神障がい者に対し、精神保健福祉に関する行政と関係機関相互の連携した支援を円滑に遂行できるようネットワーク会議を実施している。参加者は医療・保健・福祉・介護・当事者・司法・NPOなど年々団体数が増加しており、精神保健福祉の実務担当者にとって連携と学び合いの場となっている。
○精神保健福祉制度の変更や国の動向を捉え、地域における課題に対して、関係機関に情報を提供するとともに、参加者の意見を反映したネットワーク会議を実施する。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新規の参加機関が増えているため、施設機能の紹介や病気・障害特性の理解を深めるために最新情報を提供する。	参加者に毎回アンケートを実施し、施設情報や制度の紹介のニーズが高く、参加者の意見を反映した内容で会議を実施した。	精神保健福祉法の改正や新規制度や計画策定などが見込まれるため、関係者周知の機会とする。
②	医療・保健・福祉・司法等の多分野で活躍している方が参加しているため、講師役を担っていただくことで学び合いの場とする。	参加団体の方を講師に情報提供を受けける形式の会議としたことで、参加意識の高揚につながった。	精神保健福祉分野で先駆的な取り組みをしている専門家に、情報提供及び講演を依頼する。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議(要旨)問状	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-62	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	自殺予防対策事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	与儀	内線	2378		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-17-03	自殺予防事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	19年度	根拠	自殺対策基本法、精神保健福祉法、地域保健法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	自殺予防事業として、自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれるおそれのある方に接した際に、必要な機関へ繋ぎ、支えることができるよう、自殺予防のための全庁的な取り組みとする。						
対象者等	一般区民・区職員・関係機関職員						
内容	1 普及啓発活動 ①荒川区自殺予防事業手引き・こころと命のカード・bondカード・ポケットティッシュを配布 ②区民及び関係者向け講演会の開催 ③関係各課が実施するイベントや図書館・区民ギャラリー等で普及啓発活動を実施 2 人材養成 ゲートキーパー研修・ゲートキーパーフォローアップ研修・依頼によるゲートキーパー研修の実施 3 関係機関との連携 実務担当者連絡会・自殺未遂者支援連絡会の開催 4 自殺未遂者への支援 日本医科大学・東京女子医大東医療センター・NPO法人等と連携し自殺未遂者の支援を実施 5 若年世代の自殺予防相談事業を実施						
経過	平成18年10月 自殺対策基本法成立 平成21年度 管理職等を対象とした講演会「荒川区の自殺を考える」開催 平成22年度 全管理職・区議会議員・職員を対象としたゲートキーパー研修を実施 日本医科大学・NPO法人自殺対策支援センターライフリンクと連携し、自殺未遂者の支援を開始 自殺予防実務担当者連絡会と自殺未遂者支援連絡会を実施 平成23年度 自殺未遂者支援連絡会の開催と「自殺未遂者調査研究事業報告書」を公表 平成24年度 東京女子医大東医療センターと連携し、自殺未遂者支援を開始 平成26年度 若年世代の自殺予防相談事業を実施（委託事業） 平成28年4月 自殺対策基本法の改正により、自殺対策市区町村計画の策定の義務化 平成29年7月 自殺対策大綱の策定						
必要性	尊い命を失わないためには、自殺のサインに気づき、関係者の連携した支援により、必要な機関に繋ぎ、支えるための仕組みを構築することが重要である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） ただし、若年世代の自殺予防相談事業については、平成26年度よりNPO法人bond Projectに委託。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)	
	① 自殺関連相談（件）	151	158	120	120	130	障害者福祉課の保健師が相談を受け、訪問・面接等の延数
	② 自殺者（人）	42	27	45	40	30	警察庁統計による「地域の自殺者数の基礎資料」を参照
③ ゲートキーパー研修受講者（人）	494	399	512	490	500	区及び関係機関職員・区民団体からの依頼による研修の受講者数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	推進	平成30年度から計画策定準備に着手しており、遅くとも平成31年度中には策定し、今後計画に基づいた取組を順次行っていく。					

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	1,863	1,681	5,143	4,639	4,149	4,185	8,779
決算額(30年度は見込み)	1,511	1,128	4,771	3,978	4,016	4,070	8,779
実績の推移							
事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
うつ病セミナー参加者(人)	-	-	-	-	-	-	-
ゲートキーパー研修会参加者(人)	542	550	304	494	399	512	500
多分野合同研修参加者(人)	-	-	-	-	-	-	-
自殺予防講演会参加者数(人)	184	94	135	76	47	78	80

予算・決算の内訳							
平成28年度(決算)		平成29年度(決算)		平成30年度(予算)			
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項
報償費	講師謝礼	371	報償費	講師謝礼	384	報償費	講師謝礼
需用費	印刷製本・消耗品	406	需用費	印刷製本・消耗品	210	需用費	印刷製本・消耗品
委託料	若年者の自殺予防対策等	3,240	委託料	若年者の自殺予防対策等	3,476	委託料	若年者の自殺予防対策等
						委託料	自殺対策計画策定支援
						使用料等	会場使用料
							42

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額
	給与関係費	6,652	2,613	▲4,039	地方税	0	0
	物件費	3,646	3,686	40	国庫支出金	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,542	2,613
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	371	384	13	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,542	2,613
	賞与・退職給与引当金繰入額	340	284	▲56	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲8,467	▲4,354
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	11,009	6,967	▲4,042	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲8,467	▲4,354
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲8,467	▲4,354

備考
・行政費用の物件費については、若年者の自殺予防対策に係る業務委託料が大半を占めている。行政収入については、地域自殺対策緊急強化基金を受入れている。

問題点・課題
○全国及び都の自殺者数は減少しているが、区においては平成29年の自殺者数は28年の27人から45人に増加しており、高齢者若年者の自殺者は増減を繰り返している。
○医療機関や関係機関との連携体制が進展し、自殺未遂者の支援依頼が入るようになり、健康推進課と連携して支援している。
○自殺対策基本法の改正により、市区町村に自殺対策計画の策定が義務付けられた。また、教育委員会と連携し、児童生徒を対象とした「SOSの出し方教室」の取り組みが課題である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	子育て支援関係機関との連携により、ゲートキーパー研修を実施できるよう働きかけていく。	ゲートキーパー研修は、区職員と関係機関職員に加えて、一般区民からも要望があり、受講者の幅を広げることができた。	一般区民や、これまでに連携していなかった団体と連携したゲートキーパー研修に取り組む。
②	いじめ自殺などで児童生徒が命を失うことがないよう、SOSを発せられるよう「ライフスキル教育」の実施に向けた提案をする。	『SOSの出し方教室』は未実施であるが、自殺予防実務担当者連絡会の議題とし、実施に向け働きかけを行った。	教育委員会指導室と連携し、「SOSの出し方教室」の実現に向け、取り組みを行う。
③	孤独感や居場所や仕事がないことが自殺の背景要因となるため、多様な就労機関と連携し、支援できる体制づくりを行う。	就労支援については、生活困窮者支援事業と連携し、また若年者の自殺予防については、NPO及び警察署と連携して取り組んだ。	自殺対策は、関係機関及び区民のニーズを把握した上で、荒川区自殺対策計画を策定する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議(会)質(問)状	平成22年予特 「自殺予防対策の全庁的な組織化について」 平成22年二定 「区民に対するメンタルヘルス対策の充実と啓発について」 平成28年度2月会議 「心のケア対策(大学病院と連携した自殺未遂者対策及び心の病に関する施策)について」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-66	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障害者地域自立支援協議会運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	齋藤	内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-19-01	障害者地域自立支援協議会運営事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）			<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	20年度	根拠	障害者総合支援法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制のネットワーク等を構築する場として、荒川区障害者地域自立支援協議会を設置する。						
対象者等	すべての区民						
内容	<p>【基本的な考え】障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。相談支援事業を効果的に実施するため、事業者・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者からなる障がい者地域自立支援協議会を設け、ネットワークの構築を図る。</p> <p>【協議会協議事項】①相談機関のあり方、連絡調整②障がい者計画の進捗状況及び評価③事業者、団体、関係機関のネットワーク化④困難事例への対応のあり方の協議⑤障がい者サービスの基盤整備の検討⑥就労支援の促進</p> <p>【協議会メンバー】①障がい者団体代表②相談機関職員③就労支援機関④民生委員・児童委員⑤社会福祉協議会（権利擁護担当者）⑥特別支援学校教諭⑦障がいサービス事業者⑧障がい当事者⑨医療機関関係者⑩官公庁</p> <p>【会議】会議は定例会議を年4回程度開催。</p>						
経過	<p>平成20年度 障害福祉計画策定委員会で、自立支援協議会について提案する。</p> <p>平成22年度 地域自立支援協議会設置（検討）</p> <p>平成23年度 地域自立支援協議会設置（平成24年3月16日第一回全体会実施）</p> <p>平成24年度 地域自立支援協議会第一回支援会議開催（平成24年5月9日）</p> <p>平成25年 4月 法改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法）</p>						
必要性	障がい者が自立した生活を営むことができる地域社会を構築するために、設置する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
推進	推進	障がい者が安心して地域で自立した生活を営むために必要な相談支援体制について専門部会の意見を聴きながら幅広く協議していく。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		357	792	824	825	825	853	1,258
決算額(30年度は見込み)		316	583	727	679	739	726	1,258
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
開催回数		7	4	4	4	4	4	4
予算・決算の内訳		平成28年度(決算)		平成29年度(決算)		平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	委員謝礼	547	報償費	委員謝礼	537	報償費	委員謝礼	914
需用費	食糧費	14	旅費	費用弁償	0	旅費	旅費	141
委託料	介助者委託	178	需用費	食糧費	14	需用費	食糧費	15
			委託料	介助者委託	175	委託料	介助者委託	188

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	給与関係費		1,322	3,554	2,232		地方税		0	0	0
物件費		192	189	▲3	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		547	537	▲10	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		68	386	318	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲2,129	▲4,666	▲2,537		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		2,129	4,666	2,537	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲2,129	▲4,666	▲2,537		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲2,129	▲4,666	▲2,537		

・会議の実施回数に応じて、行政費用のうち物件費、補助費等についても横ばいとなっている。

問題点・課題
 ○障害者の法に係る国等の動向を注視する必要がある。
 ○障害福祉計画の改訂に合わせ、地域生活支援拠点、基幹相談支援センターの整備等について検討を進める。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	専門部会から出た意見を反映できるよう、協議をしていく。	専門部会で協議した内容を自立支援協議会で発表し、荒川区障がい者総合プランに一部を反映させた。	他自治体が運営する基幹相談支援センターを視察する。また、必要に応じて専門部会の再構成を検討していく。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議(会)質(問)状			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-67	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障がい者プラン策定事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	齋藤	内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	---						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）			<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	16年度	根拠	障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	障害者基本法に基づく障がい者プラン、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画（児童福祉法に基づく障がい児福祉計画を内包する計画）を策定し、区における障がい者福祉施策の方向性を示す。						
対象者等	・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、身体知的障がい者、身体精神障がい者、知的精神障がい者、障がい児通所支援利用者、難病認定者等の荒川区民 ※身体障がい者7,107名、知的障がい者1,399名、精神障がい者1,892名、難病2,868名（29年3月現在）						
内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法とする）第88条に基づき、第4期障がい者プラン及び第5期障がい福祉計画を平成29年度に策定した。 さらに、平成28年に改正された児童福祉法第33条の20により、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を定めるものとされ、障害者総合支援法第88条の6に障害福祉計画と一体のものとして作成できると規定されたことから、あわせて第1期障がい児福祉計画も策定した。						
経過	平成11年2月5日 荒川区障害者プラン策定委員会運営要綱制定 平成12年3月 第1期障害者プラン（平成12年度から平成17年度まで）策定 平成19年3月 第2期障がい者プラン（平成18年度から平成23年度まで）策定に併せて第1期障がい福祉計画（平成18年度から20年度まで）を策定 平成21年3月 第2期障がい福祉計画（平成21年度から23年度）策定 平成24年3月 第3期障がい者プラン（平成24年度から平成29年度まで）策定に併せて第3期障がい福祉計画（平成24年度から26年度まで）策定 平成27年3月 第4期障がい福祉計画（平成27から29年度まで）策定 平成30年3月 第4期障がい者プラン（平成30年度から平成35年度まで）策定に併せて第5期障がい福祉計画（平成30年度から平成32年度まで）及び第1期障がい児福祉計画（平成30年度から平成32年度まで）策定						
必要性	荒川区における障がい者福祉施策の基本となるものであり、策定は必須である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	①	—					
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
推進	推進	自立支援協議会において、障がい者総合プランの進行管理を行う。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		0	0	1,034	0	0	7,924	—
決算額（30年度は見込み）		0	0	543	-	0	7,677	—
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名（30年度は見込み）								
障害者実態調査対象者数（人）							9,796	—
予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			報償費	策定委員等報酬	495			
			食糧費	お茶代	12			
			委託料	調査委託等	7,170			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	147	4,264	4,117	地方税		0		0
物件費			7,182		国庫支出金		0		0	
維持補修費			0		都支出金		0		0	
扶助費			0		分担金及び負担金		0		0	
補助費等			495		使用料及び手数料		0		0	
減価償却費			0		その他		0		0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額			0		行政収入合計(a)	0	0	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額		8	463	455	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 155	▲ 12,404	▲ 4,572		
その他行政費用			0		金融収支差額(d)		0		0	
行政費用合計(b)		155	12,404	4,572	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 155	▲ 12,404	▲ 4,572		
特別費用(g)		0		特別収入(f)		0		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 155	▲ 12,404	▲ 4,572			

備考
・29年度は障がい者計画を作成したため、物件費（区内障がい者の実態調査に係る業務委託分）及び補助費等（プラン策定委員会委員報酬）を要している。

問題点・課題
自立支援協議会において障がい者総合プランの進行管理を行う。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	実態調査を実施した上で、第4期障がい者プラン、第5期障がい者福祉計画及び第1期障がい児福祉計画を策定する。	障がい者総合プラン(第4期障がい者プラン・第5期障がい者福祉計画・第1期障がい児福祉計画)を策定した。	自立支援協議会において、障がい者総合プランの進捗管理を行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議(会)質(問)状			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		08-05-72		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事	
事務事業名		相談事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
				担当者名	塚原	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-01	相談事業費				
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)			<input type="radio"/> 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 <input type="radio"/> 平成	48 年度		根拠	身体障害者福祉法、荒川区立心身障害者福祉センター条例等		
終期設定	<input type="radio"/> 有 ● 無	年度		法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	区内在住の障がい児者等が、福祉・医療・発達・訓練・教育等に関する問題解決を図れるように援助するとともに、地域での社会参加を支援する。また、地域の人たちが、障がい者に対する理解を深められるように、啓発活動を行う。						
対象者等	心身障がいに係わる相談希望者						
内容	<p>【相談】①一般相談：心身の発達や障がいに関わる健康・療育・訓練・教育等に関わる相談に応じ、適切な問題解決を図れるように援助する。②健康相談：医師（整形外科・小児神経科）が直接医学相談に応じる。また、看護師が健康についての相談に応じ、助言を行う。③心理相談：心理判定・評価等を交えながら、適切な助言を行う。④障害児加算に関する判定：子育て支援部・福祉事務所の依頼により、荒川区特別支援児保育事業実施要綱第8条、児童福祉法に基づいた障がい程度・適合性に関する判定を行い報告する。</p> <p>【サークル育成事業】高次脳機能障がいや難病等による中途障がい者の地域での自立生活と社会参加の促進を図るため、サークル活動等を支援し、豊かな生活ができるように援助する。</p> <p>【地域啓発事業】施設公開、センターの事業を通して、利用者及び障がい者への理解を深める。また、ボランティア等の受け入れも図っている。</p>						
経過	昭和48年 6月 事業開始 平成13年 2月 障がい者地域自立生活支援センター事業の施行開始。 平成19年 4月 心身障害者福祉センター事業のうち荒川生活実習所及び同福祉作業所の運営を指定管理者へ移行した。このことに伴い心障センターは障害者福祉課の一係となる。 平成21年 2月 エコセンター1階（旧荒川保健所）に移転。 平成22年 4月 相談事業を拡大するため、心理職2名を配置した。						
必要性	気軽に相談できる窓口が身近にあることは、区民サービスの基本である。また、センター専門スタッフの対応により基本的なサービスが実施できるので、より一層効果的な相談が行える。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ） ・相談は、心理職、福祉職、看護師が受ける。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	① 一般相談及び医学相談（件）	359	386	277	380	380	
	② 心理相談（件）	431	394	372	450	450	
③ 各自主活動回数（回）	84	67	98	100	100		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
推進	推進	障害者総合支援法必須事業であり、相談支援事業の充実を図る。					

予算・決算額の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		5,509	6,472	4,440	4,341	6,534	6,631	6,503
決算額(30年度は見込み)		5,366	4,260	4,405	4,303	6,269	6,597	6,503
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
一般相談及び医学相談(件)		308	362	353	359	386	277	380
各自主活動実施状況(回)		35	36	31	84	67	98	100
心理相談(件)		462	525	368	431	394	372	450
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	非常勤看護師等	5,405	報酬	非常勤看護師嘱託医報酬	5,721	報酬	非常勤看護師・嘱託医報酬	5,723
共済費	社会保険料	476	共済費	保険料	524	共済費	保険料	525
旅費	特別旅費	2	旅費	特別旅費	0	旅費	特別旅費	5
需用費	食糧費等	255	需用費	食糧費・消耗品費	221	需用費	食糧費・消耗品費	247
役務費	ボランティア保険費	1	役務費	保険料	1	役務費	保険料	3
備品購入費	知能検査用具購入費	130	備品購入費	知能検査用具購入費	130			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	給与関係費		8,819	6,245	▲ 2,574		地方税		0	0	0
物件費		387	350	▲ 37	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		1	1	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		150	0	▲ 150	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 9,357	▲ 6,596	2,761		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		9,357	6,596	▲ 2,761	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 9,357	▲ 6,596	2,761		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 9,357	▲ 6,596	2,761		

備考
・相談業務であるため、給与関係費(非常勤職員人件費、嘱託医報酬)が多くかかっている。

問題点・課題
○より多くの相談を受けるために、他機関との連携を強化していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き講演会等の開催により、より身近な相談場所として多くの区民に知ってもらおう。	講演会などの機会にたんぼぼセンターの役割について説明し、相談の窓口であることを知ってもらった。	他機関との連携を密にすることで、より細やかな相談対応ができるようにしていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決(要旨)	平成27年度6月会議 「障害者支援について(相談窓口の充実)」 平成29年度2月会議 「基幹相談支援センターの設置について」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-73	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	機能訓練事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	塚原	内線	414			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-02-02	機能訓練事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）			<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	48年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区立心身障害者福祉センター条例				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターⅡ型事業 身体に障がいのある区民に対し、機能回復訓練、生活訓練、創作活動等を行い、日々の生活の充実と生活力の向上を図り、地域での生活を支援する。 ・健康増進法に基づくリハビリ事業 心身の機能回復を図るために、運動療法・音楽療法などの講座を開催し、障がいの軽減・克服、日常生活の充実、社会参加等への支援を行う。 							
対象者等	・区内在住の18歳以上の身体障がい者及び高次脳機能障がい者（原則、介護保険認定者を除く）							
内容	<p>【地域活動支援センターⅡ型事業】</p> <p>肢体不自由・聴覚・言語・視覚障がい者向け訓練を半日コースで実施（定員8人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由：火 午前 1コース/週 ・言語：月・水 午後 2コース/週 ・視覚：火・木 午前・午後 4コース/週 <p>中途障がい者の生活訓練・社会参加プログラムを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク（定員8人）月・水・金 午前 ・高次脳グループ（定員10人）月～金 午前・午後 							
経過	<p>昭和48年 心身障害者福祉センター開所。指導訓練部門として発足。</p> <p>平成15年 機能回復訓練を身体障がい者デイサービス事業として実施。</p> <p>平成17年 若年中途障がい者デイサービスを障害者自立支援法の障がい者デイサービス事業として実施。</p> <p>平成18年 身体障がい者向け機能訓練を障害者自立支援法の地域生活支援事業として実施。</p> <p>平成20年 老人保健法→健康増進法。送迎用リフト付き車両による送迎開始。</p> <p>平成23年 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練事業を開始。</p> <p>平成27年 言語訓練グループ利用者が自主グループで活動を開始し一部利用者が移行した。</p>							
必要性	障がいの負担軽減・克服・機能維持は、障がいのある人の願いであり、また、地域での自立生活を支援するためにも必要性の高い事業である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 各訓練毎に、専門職がチームを組み支援を行っている。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	訓練在籍実人数（人）	103	106	113	120	120	
	②	高次脳機能障がい者在籍実人数（人）	13	13	15	18	18	23年度より高次脳機能障害に特化したグループ開始
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		13,714	13,656	13,949	14,281	14,614	14,597	14,486
決算額(30年度は見込み)		12,142	12,881	12,013	12,616	12,797	13,053	14,486
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
延べ利用人数(人)		2,890	2,845	2,808	2,498	2,610	2,600	2,700
訓練在籍実人数(人)		94	96	99	103	106	113	120
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	非常勤報酬等	8,617	報酬	非常勤報酬	8,103	報酬	非常勤報酬	8,551
共済費	社会保険料	1,226	共済費	保険料	1,161	共済費	保険料	1,231
報償費	講師謝礼	620	報償費	講師謝礼	620	報償費	講師謝礼	620
旅費	旅費	3	旅費	旅費	7	旅費	旅費	41
需用費	消耗品等	175	需用費	消耗品費	170	需用費	消耗品費	190
扶助費	送迎車両雇上	2,156	扶助費	送迎車両雇上	2,992	扶助費	送迎車両雇上	3,853

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	給与関係費		18,481	13,255	▲ 5,226		地方税		0	0	0
物件費		179	177	▲ 2	国庫支出金		755	0	▲ 755		
維持補修費		0	0	0	都支出金		4,628	0	▲ 4,628		
扶助費		2,156	2,992	836	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		620	620	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		5,383	0	▲ 5,383		
賞与・退職給与引当金繰入額		442	433	▲ 9	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 16,495	▲ 17,477	▲ 982		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		21,878	17,477	▲ 4,401	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 16,495	▲ 17,477	▲ 982		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 16,495	▲ 17,477	▲ 982		

備考 行政費用では、給与関係費、物件費、賞与・退職給与引当金繰入額が減ったが、扶助費は増加した。

問題点・課題 ○高次脳機能障がい者に特化したグループ訓練を行っていることや病院でのリハビリ期間の制約などにより、地域でのリハビリの需要が増加傾向にある。こうした需要に応えていくため、人的な確保と場所の確保が課題となっている。また、訓練後の地域生活での受け皿をさらに充実させていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	機能訓練の場所を確保し、需要に応じていく。	訓練に必要な人員と場所がまだ不足している状況である。	より効果的な訓練サービスを提供できるように、人員と場所の確保に努める。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議(会)質(問)状	平成21年決特 平成21年四定	「高次脳機能障がい者に対する支援について」 「高次脳機能障がい者の社会復帰施設機能の充実について」	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-75	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障がい者地域自立生活支援センター事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	塚原	内線	414			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-02-04	障害者地域自立生活支援センター事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	13年度	根拠	障害者地域自立生活支援センター事業運営要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	在宅障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高める為の支援、ピアカウンセリング及び情報提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図る。							
対象者等	区内で生活支援を必要とする心身障がい者							
内容	①資源を活用するための支援 ②社会生活力を高めるための支援：自立生活支援セミナー、高次脳機能障がい講演会を実施する。 ③ピアカウンセリング：障がい者自身がピアカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する相談や、個別的援助・支援に関する相談を実施する。 ④専門機関の紹介：障がい者のニーズに応じ、就労移行支援事業所、ハローワーク、医療機関ならびに保健所等の機関を紹介する。							
経過	「障害者地域自立生活支援センター事業」は東京都が国事業の「市町村障害者生活支援事業」に取り組んで、平成9年から開始した事業である。 平成13年 2月 ピアカウンセリング事業実施 平成13年 4月 実施に向けて、備品等（FAX・TEL・パソコン・屋内表示）を整備 平成18年10月 障害者自立支援法施行に伴い、地域生活支援事業の相談支援事業に包括 平成25年 4月 法改正（障害者自立支援法⇒障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 通称名：障害者総合支援法）							
必要性	障害者総合支援法は、障がい者が地域で自立して生活することを目的としている。本事業は、その目的を達成するための不可欠な事業であり、今後更なる事業の拡大が求められるものである。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 当該事業は、相談事業、当事者相談、生活支援セミナーの開催を含む。職員1人と専用相談室を設ける。相談は直接来所または電話、FAXにて受け付ける。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	ピアカウンセリング件数（件）	25	20	23	25	30	
	②	自立支援セミナー開催回数（回）	15	15	7	7	7	
③	自立支援セミナー延べ参加者数（人）	255	255	217	250	250		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
推進	推進	年々増加している精神障がい者に対し必要な支援を推進していく。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		3,665	3,804	4,132	3,747	3,886	3,865	3,917
決算額(30年度は見込み)		3,517	3,271	3,855	3,516	3,713	3,470	3,917
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
ピアカウンセリング件数(件)		30	28	27	25	20	23	25
自立支援セミナー開催回数(回)		15	15	15	15	15	7	7
セミナー延べ参加人数(人)		246	208	245	255	255	217	250

予算・決算の内訳

平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	非常勤当事者相談員	2,796	報酬	非常勤当事者相談員	2,781	報酬	非常勤当事者相談員	2,928
共済費	保険料	355	共済費	保険料	358	共済費	保険料	359
報償費	セミナー講師謝礼	383	報償費	講師謝礼	192	報償費	講師謝礼	460
旅費	旅費	5	旅費	旅費	6	旅費	旅費	10
需用費	消耗品費等	117	需用費	消耗品費等	115	需用費	消耗品費等	135
役務費	セミナー講師謝礼	36	役務費	セミナー講師謝礼	18	使用料	会場使用料	25
使用料	会場使用料	21	使用料	会場使用料	0			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	給与関係費		9,998	11,813	1,815		地方税		0	0	0
物件費		178	139	▲ 39	国庫支出金		71	0	▲ 71		
維持補修費		0	0	0	都支出金		2,349	2,312	▲ 37		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		383	192	▲ 191	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		2,420	2,312	▲ 108		
賞与・退職給与引当金繰入額		350	941	591	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 8,489	▲ 10,773	▲ 2,284		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		10,909	13,085	2,176	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 8,489	▲ 10,773	▲ 2,284		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 8,489	▲ 10,773	▲ 2,284		

備考
・本事業は講演会・セミナー等の実施を主としているため、行政費用について給与関係費(非常勤職員人件費、当事者相談員報酬)が大半を占めている。行政収入については、高次脳機能障害者支援促進事業補助金を受入れている。

問題点・課題
○セミナーの内容の質の向上に務め、社会資源の活用や自立した社会生活力を高めるための支援につなげる。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、障がい者スポーツ関連のセミナーを開催し、スポーツへ参加を促していく。	障がい者スポーツ関連のセミナーの開催により、スポーツに触れる機会の一助とした。	障がい者スポーツ関連のセミナーを開催し、スポーツに触れる機会の拡大を図る。
②	高次脳機能障がいに関する講演会を開催し、広く区民の理解を深めていく。	区民を対象とした高次脳機能障がい講演会を開催し、理解促進に努めた。	高次脳機能障がい講演会を開催し、より多くの区民へ理解促進する。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議(会)質(問)状	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		09-02-32		戦略プラン		○協働 ○業務 ○財務 ○人事			
事務事業名		精神保健事業費		部課名		健康部健康推進課			
				課長名		尾本			
				担当者名		稲葉			
				内線		432			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-08-01		精神保健事業費					
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度		●昭和 ○平成 41年度		根拠		精神保健福祉法(46, 47, 49条)、地域保健法			
終期設定		○有 ●無 年度		法令等		(1, 2, 6条)			
実施基準		●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分		○計画 ●非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市					
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
		施策		07 障がい者の相談・支援体制の充実					
目的		精神障害者の早期治療の促進、社会復帰、及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、区民のこころの健康の保持増進を図る。							
対象者等		一般区民							
内容		1 精神科医師による相談を行うとともに、保健師地区活動との連動により地域精神保健福祉活動を行う。 ・こころの健康相談（月5回、予約制、家庭教室含む） ・保健師による家庭訪問、来所・電話相談（随時） 2 こころの健康の保持・増進や、精神障害への理解促進を図るための普及啓発活動を行う。 ・普及啓発：講演会（年2回）、依頼による健康教育、区報等を利用した知識の普及 ※区内精神障害者は推定3,500人							
経過		平成18年度 組織改正により障害者福祉課へ事務移管 平成22年度 思春期・ひきこもり心理相談及びひきこもり家族教室を実施 平成26年度 精神保健福祉法一部改正に伴う条番号改正 24条通報⇒23条通報 平成28年度 組織改正により障害者福祉課から一部事務移管（普及啓発・相談） ひきこもりの個別相談はこころの健康相談で、精神障害者をかかえる家族への支援は、家族相談会（こころの健康相談枠）で実施。 平成30年3月 厚労省より、措置入院患者の退院支援、及び長期入院患者の地域移行支援のためのガイドラインが提示される。 平成30年度 平成29年度に不登校・ひきこもり・発達障害の家族（当事者含む）の自主グループ「たびたちの会」が結成され、4月より定例会に参加。							
必要性		一般区民のメンタルヘルスの維持増進、及び、当事者の治療、社会復帰を支援するために、心の健康の普及啓発及び、精神科医師や保健師が相談に応じる必要がある。							
実施方法		（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 普及啓発：講演会、健康教育 相談：精神科医による相談（月5回、予約制）、保健師による相談（随時）							
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移			指標に関する説明		
				27年度	28年度	29年度		30年度見込み	目標値(38年度)
	①	相談者数		175	143	163	170	180	健康推進課調べ
	②	精神保健講演会 参加者数		130	159	138	150	160	健康推進課調べ
③									
事務事業の分類				分類についての説明・意見等					
30年度		31年度							
継続		継続		現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		2,500	2,499	2,479	2,498	2,794	1,797	1,923
決算額(30年度は見込み)		2,443	2,469	2,443	2,498	2,314	1,731	1,923
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
相談者数		211	196	261	175	143	163	170
精神保健講演会参加者		181	125	153	130	159	138	150

予算・決算の内訳

(単位：千円)

平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
賃金	精神科医師・臨床心理士	1,607	賃金	精神科医師・精神保健福祉士	1,607	賃金	精神科医師・精神保健福祉士	1,662
報償費	講演会講師謝礼	52	報償費	講演会講師謝礼	52	報償費	講演会講師謝礼	136
需用費	消耗品等	44	需用費	消耗品等	65	旅費	旅費	4
委託料	福祉システム設置委託	604	使用料等	講演会会場	8	需用費	消耗品等	113
使用料等	講演会会場	8				使用料等	講演会会場	8

行政コスト計算書

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	3,428	3,163	▲ 265	地方税	0	0	0
	物件費	2,262	1,679	▲ 583	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	52	52	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	182	424	242	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,924	▲ 5,318	606
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	5,924	5,318	▲ 606	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,924	▲ 5,318	606
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,924	▲ 5,318	606	

備考 物件費の主な支出は、精神科医師・臨床心理士の雇上げ賃金1,607千円、補助費等は、講演会講師謝礼52千円になっている。

問題点・課題

近年は、生活能力の低下や人間関係の脆弱性を背景とした事例が増加している。そのために、医療だけでなく、社会福祉的アプローチを要するなど事例の困難性が増しているため、相談対応力の強化が必要である。・措置入院患者及び長期入院患者の地域移行支援ガイドラインが示されたことから、病院訪問や帰来先の関係機関との調整など、地域定着に向けた支援の体制整備が必要となり、業務量の増加が見込まれる。・当区は、精神科病床がなく、また精神科医療機関や精神保健分野の社会資源が乏しいため、精神保健福祉サービス向上のための施策づくりが課題である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	健康推進課が担当する個別相談支援等と、福祉部で担当する福祉サービスや関係会議等との連携を図る。	講演会の参加者数は減少しているが、健康相談の数は増加しており、個別支援の需要が高い。	精神科医等の専門職チームが訪問型支援を行い、早期介入し、地域生活が続けられる支援体制の構築に努める。
②			
③			

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議(会)質(問)状

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		09-02-33		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		薬物・酒害対策事業費		部課名		健康部健康推進課		
				課長名		尾本		
				担当者名		稲葉		
				内線		432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-08-02		薬物・酒害対策事業費				
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度		<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成		8年度		根拠		
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度		法令等		
実施基準		<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分		<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市		
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
		施策		07		障がい者の相談・支援体制の充実		
目的		アルコールや薬物等の依存症による健康障害を有する当事者・家族等に対する支援を行うとともに、相談事業等から把握できる依存症に関する実態をもとに、講演会や小中学校等を対象に薬物乱用防止対策のための普及啓発を行い、安心して暮らすことができる社会の実現を図る。						
対象者等		一般区民						
内容		1アルコール・薬物依存症相談：精神科医師と民間相談員による専門相談。月2回（予約制） ・様々な依存症に関する相談を受け、家族関係や家庭環境に応じた対応方法の相談や、医療機関・自助グループの紹介等を行い、区民の健康の回復と社会復帰を促進する。 2保健師による随時の相談（家庭訪問、面接相談、電話相談等） 3依存症に関する講演会を行い普及啓発を図る。（講演会年1回） 4区内小中学校を対象に薬物乱用防止教育を行う。年8回。※区内中学校10校、小学校24校に、薬物乱用防止荒川地区協議会と警察署、当課で分担。国内初で区内に設置された薬物依存リハビリ施設（ダルク）の協力を得て、「薬物は依存性が強く、1回でもやったらその後の人生を壊す」という回復者のメッセージは説得力があり、予防教育効果が高い。						
経過		平成13年 2月：区内薬店・薬局11個所に「薬物相談窓口」を設置。家族教室廃止。 平成14年度：薬物酒害相談にアルコール依存リハビリ施設と薬物依存リハビリ施設の回復者による民間相談員を導入。薬物相談関係機関連絡協議会は薬物相談関係機関連絡会として継承。 平成15年度：薬物相談関係機関連絡会と酒害相談関係機関連絡会を統合し、薬物酒害関係機関業務連絡会（年2回）を開催。東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会の事務局を担う。 平成17年度：薬物酒害関係機関業務連絡会と精神保健福祉関係機関業務連絡会を統合し、精神ネットワーク会議とし、荒川区精神保健連絡協議会の実務者レベルの会合と位置づける。 平成18年度：当事業は、薬物乱用予防教育は障害者福祉課に移管。 平成20年度：東京都薬防協荒川地区事務局を保健所に移管。 平成25年度：アルコール健康障害対策基本法が成立。 平成28年度：当事業は、健康推進課へ移管。						
必要性		アルコールや薬物等依存症は当事者に病識が乏しいため、健康回復・社会復帰には、専門相談を軸とした家族や地域、専門機関との連携によるアプローチが不可欠である。また、薬物依存症回復者の体験談による普及啓発は、薬物乱用防止効果が高いことが期待できる。						
実施方法		（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input checked="" type="radio"/> 臨時職員） 相談：精神科医と回復者による依存症専門相談（月2回、予約制）、保健師による相談（随時）。啓発：依存症講演会、及び区内の薬物依存リハビリ施設と連携した小中学校の健康教育。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	医師等専門相談者延べ人数	46	45	49	50	60	酒害相談
	②	保健師による相談者延べ数	537	446	608	650	700	訪問、面接、電話、関係機関（依存症）
③	—						—	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続		継続		精神保健福祉法とアルコール健康被害対策基本法に基づき、事業を継続実施する。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,204	1,202	1,212	1,222	1,219	1,190	1,186
決算額(30年度は見込み)		1,105	1,086	1,179	1,116	1,146	1,131	1,186
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
相談者延数(医師等専門相談)		79	61	52	46	45	49	50
薬物酒害相談開催(回数)		23	24	23	24	24	24	24
薬物乱用予防教育(実施学校数)		4	3	7	6	5	4	5
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
賃金	医師雇上・民間相談員	992	賃金	医師雇上・民間相談員	1,005	賃金	医師雇上・民間相談員	1,020
報償費	講演会講師謝礼他	46	報償費	講演会講師謝礼他	46	報償費	講演会講師謝礼他	86
需用費	消耗品等	27	需用費	予防教室講師手数料	80	需用費	予防教室講師手数料	80
役務費	予防教室講師手数料	80	役務費	講演会会場使用料	0	役務費		
使用料	講演会会場使用料	0	使用料			使用料		

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,773	1,757	▲16	地方税	0	0	0
	物件費	1,100	1,085	▲15	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	46	46	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	94	235	141	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲3,013	▲3,123	▲110
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	3,013	3,123	110	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲3,013	▲3,123	▲110
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲3,013	▲3,123	▲110	

備考 物件費では医師・相談員の雇上げ賃金に1,005千円がかかっており、賃金が行政費用の34.7%を占めている。

問題点・課題 アルコールや薬物をはじめとした様々な依存症は、当事者の否認が強い疾病のため、当事者や家族・地域への普及啓発、及び気軽に相談ができる場の設置が重要である。また、専門機関や関係機関との連携によるアプローチも、必要不可欠である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	家族や関係機関が、依存症当事者を早期治療につなげる役割が果たせるよう、専門医による相談を継続する。	専門相談は、家族や関係機関の利用が多く、対応方法や支援の方針をたてる場として活用された。	専門医や関係機関による専門相談を継続し、早期介入・早期治療へつなげる。
②			
③			
他区の実況	(実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区) 未実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、品川区、豊島区		
議(会)質(問)状			